

平成 17 年第 3 回
城里町議会定例会会議録 第 1 号

平成 17 年 9 月 26 日 午前 10 時 22 分開会

1. 応招議員

1 番	寺 門 博 志 君	22 番	松 崎 信 一 君
2 番	多 田 政 士 君	23 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君
4 番	桐 原 健 一 君	25 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	26 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	27 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	28 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	29 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	30 番	阿久津 尚 一 君
10 番	玉 川 台 俊 君	31 番	小 坏 孝 君
11 番	南 條 治 君	32 番	小 松 文 良 君
12 番	澤 田 豊 一 君	33 番	清 水 進 喜 君
13 番	金 子 栄 治 君	34 番	小 林 宏 君
14 番	加 藤 文 夫 君	35 番	福 田 定 夫 君
15 番	杉 山 清 君	36 番	保 坂 藤 吾 君
16 番	川 井 昇 君	37 番	宮 本 仁 君
17 番	藤 咲 徳 治 君	38 番	石 崎 貞 夫 君
18 番	佐 藤 國 保 君	39 番	近 澤 定 夫 君
19 番	羽根石 栄 一 君	40 番	篠 田 守 君
20 番	寺 田 和 郎 君	41 番	関 谷 誠 君
21 番	三 村 由利子 君	42 番	阿久津 堅 次 君

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	寺 門 博 志 君	22 番	松 崎 信 一 君
2 番	多 田 政 士 君	23 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	24 番	鯉 渕 秀 雄 君

4 番	桐 原 健 一 君	2 5 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	2 6 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	2 7 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	2 8 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	2 9 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	3 0 番	阿久津 尚 一 君
1 0 番	玉 川 台 俊 君	3 1 番	小 坏 孝 君
1 1 番	南 條 治 君	3 2 番	小 松 文 良 君
1 2 番	澤 田 豊 一 君	3 3 番	清 水 進 喜 君
1 3 番	金 子 栄 治 君	3 4 番	小 林 宏 君
1 4 番	加 藤 文 夫 君	3 5 番	福 田 定 夫 君
1 5 番	杉 山 清 君	3 6 番	保 坂 藤 吾 君
1 6 番	川 井 昇 君	3 7 番	宮 本 仁 君
1 7 番	藤 咲 徳 治 君	3 8 番	石 崎 貞 夫 君
1 8 番	佐 藤 國 保 君	3 9 番	近 澤 定 夫 君
1 9 番	羽根石 栄 一 君	4 0 番	篠 田 守 君
2 0 番	寺 田 和 郎 君	4 1 番	関 谷 誠 君
2 1 番	三 村 由利子 君	4 2 番	阿久津 堅 次 君

1 . 欠席議員

な し

1 . 説明のため出席した者の職氏名

町	長	金 長 義 郎
助	役	岩 間 伸 博
収 入	役	富 田 孝 一
教 育	長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
町 長 公 室	長	富 永 郁 夫
総 務 課	長	森 島 哲 男
企 画 財 政 課	長	加藤木 昭 博
管 財 課	長	海 野 勝 美
税 務 課	長	加倉井 一 史
町 民 課	長	丹 下 栄 一
保 険 課	長	仲 田 政 男

健 康 福 祉 課 長	綿 引 昭 治
産 業 振 興 課 長	高 橋 洋 造
建 設 課 長	川 又 憲 明
都 市 計 画 課 長	杉 山 勝 男
下 水 道 課 長	小 林 修 一
会 計 課 長	小 林 陸 春
水 道 課 長	阿久津 和 文
農 業 委 員 会 事 務 局 長	河原井 宗 蔵
教育委員会学校教育課長	所 道 彦
教育委員会生涯学習課長	岩 下 泉
桂 支 所 長	谷 津 信 雄
七 会 支 所 長	富 田 一 郎
診 療 所 事 務 長	盛 田 守

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
局 長 補 佐	菊 地 良 子
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	佐 藤 宰

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成17年9月26日(月曜日)

午前10時22分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて(平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第4 承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて(平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第5 承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて(平成17年度城里町一般会計補正予算第3号)
- 日程第6 議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

		する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第66号	城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第67号	城里町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第68号	城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第69号	東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について
日程第11	議案第70号	水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更について
日程第12	議案第71号	平成17年度城里町一般会計補正予算（第 4 号）について
日程第13	議案第72号	平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第14	議案第73号	平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第15	議案第74号	平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第16	議案第75号	平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第17	議案第76号	平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第18	議案第77号	平成17年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第19	議案第78号	人権擁護委員の推薦について
日程第20	議案第79号	城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21	議案第80号	平成16年度城里町一般会計決算認定について
日程第22	議案第81号	平成16年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第23	議案第82号	平成16年度城里町老人保健特別会計決算認定について
日程第24	議案第83号	平成16年度城里町介護保険特別会計決算認定について
日程第25	議案第84号	平成16年度城里町下水道事業特別会計決算認定について
日程第26	議案第85号	平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第27	議案第86号	平成16年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第28	議案第87号	平成16年度城里町水道事業会計決算認定について

- 日程第29 発議第9号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書
- 日程第30 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 日程第31 請願第4号 「少人数学級」の導入により決め細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願
- 日程第32 請願第5号 議員在任特例を短縮する請願
- 日程第33 報告第13号 城里町議会広報委員会調査報告
- 日程第34 報告第14号 株式会社常北町物産センター決算報告
- 日程第35 報告第15号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告
- 日程第36 報告第16号 例月出納検査審査報告（6月、7月、8月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第28号
- 承認第29号
- 承認第30号
- 議案第65号
- 議案第66号
- 議案第67号
- 議案第68号
- 議案第69号
- 議案第70号
- 議案第71号
- 議案第72号
- 議案第73号
- 議案第74号
- 議案第75号
- 議案第76号
- 議案第77号
- 議案第78号
- 議案第79号
- 議案第80号
- 議案第81号
- 議案第82号
- 議案第83号
- 議案第84号
- 議案第85号

議案第86号

議案第87号

請願第3号

請願第4号

一般質問

午前10時22分開会

議長あいさつ

○議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） ただいまの出席議員数は42名であります。

開会の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（関谷 誠君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。局長。

〔議会事務局長田上 勤君登壇〕

○議会事務局長（田上 勤君） 6月、7月、8月の3カ月分の諸般の報告をいたします。最初に、6月分でございます。6月1日、水曜日、分権改革日本実現全国大会が日本武道館において開催をされました。副議長が出席をしております。

続きまして、6月5日、日曜日でございます。第56回全国植樹祭が潮来市水郷県民の森において開催をされました。正副議長並びに教育経済常任委員長が出席をしております。

24日の金曜日でございます。第14回茨城中央地域農業振興協議会の総会が笠間市ＪＡ茨城中央本店において開催をされました。議長、教育経済常任委員長が出席してございます。

28日、火曜日でございます。香川県綾上町議会議員行政視察のため来庁してございます。桂図書館の方において開催をしてございます。出席者、議長をしております。

次に、7月分でございます。4日の月曜日でございます。城北地方広域事務組合議会議員研修視察、4日、5日、6日でございます。愛知県方面。出席者、組合議員7名でございます。

7月7日、木曜日でございます。中央区那珂線期成会の監査でございます。議長室において議長が行ってございます。

11日、月曜日でございます。城北地方広域事務組合決算審査、コミュニティセンター城里において行われております。川井議員が出席してございます。

20日、水曜日でございます。東茨城郡議会正副議長合同研修会、20日、21日、1泊2日でございます。群馬県の水上町並びに新潟県の小千谷市の方を視察してございます。正副議長が出席してございます。

26日、火曜日、常北那珂線期成会の総会が那珂市役所において行われております。議長、並びに建設常任委員長が出席をしてございます。

翌27日の水曜日でございます。水戸地方広域市町村圏事務組合の議会、全員協議会並びに臨時会が開催されております。場所は水戸市役所でございます。小松議員、所議員が出席をしてございます。

翌28日、木曜日でございます。議会広報委員会の研修が1泊2日、29日まで、山形県の白鷹町において開催されております。広報委員及び議長が出席をしてございます。

次に、8月分でございます。8月12日、金曜日でございます。笠間大子線改修期成同盟会の総会が常陸大宮市役所において開催されてございます。議長が出席をしております。

25日の木曜日でございます。町村議会広報研修会、25日、26日でございます。東京都のシェンバツハ砂防において開催されております。仲田議員、多田議員、寺門議員が出席してございます。

同じ25日でございます。城北地方広域事務組合議会第2回定例会がコミュニティセンター城里において開催されております。組合議員7名が出席してございます。

31日の水曜日、県道日立笠間線改修期成会の総会で、コミュニティセンター城里において開催をされております。議長が出席をしております。

以上、6月、7月、8月分の諸般の報告でございます。

会議録署名議員の指名

○議長（関谷 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第114条の規定により

9 番 仲 田 澄 雄 君

1 1 番 南 條 治 君

1 2 番 澤 田 豊 一 君

を指名いたします。

会期の決定

○議長（関谷 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

42番議会運営委員長。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君） 議会運営委員会を代表しまして、今定例会の会期日程についてご案内申し上げます。

9月13日に議会運営委員会を開催し、本定例会に提案されます承認3件、議案23件、発議1件、請願3件、報告4件、合わせて34件の審議件数、及び一般質問等を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から9月30日までの5日間とすることに決定しました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月30日までの5日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの5日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職、氏名はお手元に配付しました名簿のとおりであります。

傍聴人6名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（関谷 誠君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際こ

れを許可いたします。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成17年第3回の定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより議員各位には調整運営全般につきまして、推進にご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げる次第であります。

本定例議会にご提案申し上げる案件は、承認3件、議案22件であります。慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、会議に先立ちましてのごあいさつにかえたいと思います。

承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて（平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号）

○議長（関谷 誠君） 日程第3、承認第28号 専決処分第28号の承認を求めることについて（平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第28号 専決処分第28号平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算第1号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ237万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,306万7,000円にしたものであります。

歳入では、繰越金を追加したものであります。歳出では、下水道事業を追加したものであります。

よろしくお願いをいたします。

承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第4、承認第29号 専決処分第29号の承認を求めることについて（平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第29号 専決処分第29号平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,602万4,000円としたものであります。

歳入では、繰越金を追加したものであります。歳出では、農業集落排水事業費を追加したものであります。

よろしくお願いいたします。

承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第3号）

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第5、承認第30号 専決処分第30号の承認を求めることについて（平成17年度城里町一般会計補正予算第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 承認第30号 専決処分第30号平成17年度城里町一般会計補正予算第3号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,474万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,907万9,000円としたものであります。

歳入では、特別地方特例交付金及び国庫支出金を追加したものであります。歳出では、総務費及び教育費を追加したものであります。

よろしくお願いいたします。

議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第6、議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第65号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町の非常勤特別職に城里町政治倫理審査会及び城里町指定管理者選定委員会を追加し、報酬等を規定するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 66 号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第 7、議案第 66 号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 66 号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県において医療福祉費の制度を改正したため、町条例を改正するものであります。

主な改正点は、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を 3 歳未満児から小学校入学前の未就学児まで引き上げるものであります。さらに入院時の食事療養費を自己負担とし、外来の自己負担枠を引き上げる改正をするものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 67 号 城里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第 8、議案第 67 号 城里町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第 67 号 城里町下水道条例の一部を改正する条例についてあります。下水道利用を開始する月の使用料算出の基準を月の利用日数が 15 日以下と 15 日以上に規定をするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第 68 号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第9、議案第68号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第68号 城里町大字の名称の変更に伴う関係町条例の一部を改正する条例についてであります。城里町支所設置条例、城里町使用料及び手数料条例、城里町運動公園設置及び管理に関する条例、城里町物産センターの設置及び管理に関する条例、城里町緑の広場設置及び管理に関する条例について、それぞれ関係施設の所在地が規定されているので、大字「赤沢」を大字「御前山」に改正するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議案第69号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第10、議案第69号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第69号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の名称の変更及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更についてであります。大洗・旭・水戸環境衛生組合の構成団体である鹿島郡旭村が平成17年10月11日に鹿島郡鉾田町及び同郡大洋村と合併し、鉾田市となるため、加入構成組合の名称を「大洗・鉾田・水戸環境組合」に改正するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議案第70号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第11、議案第70号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第70号 水戸地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の変更及び同組合規約の変更についてであります。構成市町村内の市町村合併について、市町村の合併の特例に関する法律、附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、平成18年3月18日をもって水戸地方広域市町村圏事務組合から笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町を脱退せしめ、同年3月19日に笠間市が組合に加入するため規約を改正するものであります。

ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

議案第71号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第12、議案第71号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第71号 平成17年度城里町一般会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億8,703万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,611万6,000円とするものであります。

歳入では、町税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び町債を追加し、繰入金を減額するものであります。

歳出では、総務費、民生費、商工費、及び土木費を追加し、衛生費、農林水産業費及び教育費を減額し、公債費の財源内訳を変更するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第72号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第13、議案第72号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第72号 平成17年度城里町国民健康保険特別会計補正予算であります。まず事業勘定第1号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から

歳入歳出それぞれ232万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,960万7,000円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税及び繰越金を追加し、国庫支出金及び療養給付費等交付金を減額するものであります。歳出では、総務費、保険給付費、介護納付金及び諸支出金を追加し、老人保健拠出金を減額するものであります。

続いて、施設勘定第2号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,295万7,000円とするものであります。

歳入では、繰入金を減額し、繰越金を追加するものです。歳出では、総務費、医療費、及び諸支出金を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第14、議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第73号 平成17年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,355万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,192万1,000円とするものであります。

歳入では、保険料、国庫支出金、繰入金及び繰越金を追加するものであります。歳出では、総務費、保険給付費及び諸支出金を追加するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第15、議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第74号 平成17年度城里町下水道事業特別会計補正予算（第

2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,273万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,579万9,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金及び繰入金を減額し、繰越金、町債及び地域再生基盤強化交付金を使いするものであります。歳出では、下水道事業費を追加するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(関谷 誠君) 次に、日程第16、議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長(金長義郎君) 議案第75号 平成17年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,292万1,000円とするものであります。

歳入では、繰入金を減額し、繰越金を追加するものです。歳出では、農業集落排水事業費を追加し、公債費の財源内訳を変更するものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(関谷 誠君) 次に、日程第17、議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長(金長義郎君) 議案第76号 平成17年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,042万7,000円とするものです。

歳入では、繰入金を減額し、繰越金を追加するものです。歳出では、総務費を追加する

ものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 77 平成 17 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第18、議案第77号 平成17年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第77号 平成17年度城里町水道会計補正予算（第 1 号）についてであります。収益的収入で一般会計補助金87万7,000円を追加し、収入総額を 5 億 3,633万2,000円とするものであります。収益的収支では、総係費に107万円を追加し、支出総額を 5 億3,652万5,000円とするものであります。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

議案書差し替え

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より日程第19、議案第78号 人権擁護委員の推薦についてないし日程第20、議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて、以上 2 件について議案書を差し替えたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差し替えることに決定いたしました。

事務局長をして議案書を配付させます。

〔事務局 議案書を配付〕

議案第 78 人権擁護委員の推薦について

○議長（関谷 誠君） 日程第19、議案第78号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第78号 人権擁護委員の推薦であります、人権擁護委員候補者の推薦についてであります、人権擁護委員の鶴田力さん、阿久津紘さんが本年12月31日をもって任期満了になります。鶴田さん及び阿久津さんについては、人権思想の啓発など、積極的に職務に精励をされており、両名とも人権擁護委員として最適人と考えますので、再度推薦するものであります。

よろしく願いを申し上げます。

議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第20、議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてであります、城里町政治倫理審査会委員に次の者を選任したいので、ご提案申し上げるわけであります。

城里町政治倫理条例第6条第3項の既定により議会の同意を求めるものであります。

政治倫理審査委員会委員に水戸市南町1丁目3番23号、阿久津正晴さん、水戸市内原町五平1016番地、川原井勝一さん、城里町大字石塚966番地 - 9、稲見俊夫さん、城里町大字石塚502番地 - 2、所洋治さん、城里町大字高根456番地、加藤盛一さん、城里町大字小勝1192番地、阿久津理子さんの6名の選任同意を求めるものであります。

よろしく願いを申し上げます。

議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第21、議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（関谷 誠君） 暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時09分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに傍聴人１名を許可いたしました。

議案第８０号 平成１６年度城里町一般会計決算認定について

議案第８１号 平成１６年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第８２号 平成１６年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第８３号 平成１６年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第８４号 平成１６年度城里町下水道事業特別会計決算認定について

議案第８５号 平成１６年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第８６号 平成１６年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第８７号 平成１６年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第21、議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定についてから日程第28、議案第87号 平成16年度城里町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 議案第80号 平成16年度城里町一般会計決算認定について、議案第81号 平成16年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第82号 平成16年度城里町老人保健特別会計決算認定について、議案第83号 平成16年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第84号 平成16年度城里町下水道事業特別会計決算認定について、議案第85号 平成16年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第86号 平成16年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について、議案第87号 平成16年度城里町水道事業会計決算認定について、以上、平成16年度城里町８会計につきましては、別添決算書のとおり地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成17年７月21日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

監査委員決算審査意見報告

○議長（関谷 誠君） ここで、代表監査委員より決算審査のご意見を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君） 監査委員を代表いたしまして、城里町の平成16年度会計

の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました平成16年度城里町のそれぞれの会計並びに水道事業会計、同基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査いたしましたが、計数的に正確であり、証書類もよく整備されておりました。基金につきましても、適法に運用されていることをそれぞれ確認いたしました。

なお、合併した年度の新町の決算であるため、多額の不用額が生じていることにつきましては、いたし方ないものと考えております。

さらに、今日の地方財政の厳しい中、自主財源の確保に努力されていることと思いますが、町税、住宅使用料、水道使用料及び保険税等の滞納額が依然多額に上っております。これらの解消に向けて全庁を挙げて、さらに努力し、法的措置を執行するなど、実効が上がるよう考慮いただきたいと思います。

以上が平成16年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。城里町においてもさらなる町政発展のために、なお一層の努力をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照いただきたいと思います。

日程変更

○議長（関谷 誠君） ここでお諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、日程第19、議案第78号 人権擁護委員の推薦についてないし日程第20、議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて、以上2件を先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号ないし議案第79号を先議することに決定しました。

採 決

○議長（関谷 誠君） これより議案第78号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（関谷 誠君） 次に、議案第79号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意

を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関谷 誠君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

請願第 4 号 「少人数学級」の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める
請願

○議長（関谷 誠君） 次に、日程第30、請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願ないし日程第31、請願第 4 号 少人数学級の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

42番議会運営委員長。

〔議会運営委員長阿久津堅次君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津堅次君） 議会運営委員会を代表しまして、本定例会に提案されます請願 3 件のうち、2 件の取り扱いについてご案内申し上げます。

9 月13日に議会運営委員会を開催し、請願 2 件の取り扱いについての協議の結果は、請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願第 4 号 少人数学級の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を求める請願の 2 件については、所管であります教育経済常任委員会へ付託し、会期中の審議をお願いすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関谷 誠君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長のご発言どおり、請願第 3 号ないし請願第 4 号については、所管の教育経済常任委員会へ付託し、会期中の審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関谷 誠君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 3 号ないし請願第 4 号については、所管の教育経済常任委員会へ付託し、会期中の審議とすることに決定いたしました。

一般質問

○議長（関谷 誠君） これより一般質問に入ります。

なお、質問回数は3回を超えることはできません。また、議員在任特例期間中の質問者の発言時間は40分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

通告第1号、6番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

6番飯村君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） それでは、6番飯村の一般質問に入ります。

私の質問につきましては、常北町公園墓地整備事業についてでございます。いずれも町長にご質問いたします。

これらの公園墓地整備事業につきましては、旧常北町の議員さん方は十分ご承知だと思いますが、旧七会村の議員につきましては、これらの事業についてはまだ存じ上げてございません。それらを踏まえまして、初歩的な単純な質問になろうかと思えます。

また、事務局より、一般質問につきましては、要旨を具体的に質問しなさいということでございますので、質問件数が多くなってございます。

まず第1点目は、常北町公園墓地基本計画は何年度に作成されたのかをお伺いします。この公園墓地の一番根本的になるものは、申すまでもなくこの事業の基本計画書がかなめであろうと思えます。これらについての事業から用地取得、あとは事業費等の計画が示されていると思えます。

第2点目につきましては、ただいま申し上げましたとおり、事業の内容はどのようになっているか、また土地取得はどのようになっているか、その内訳としては国有地、民有地、さらにはその他の面積もあろうかと思えますが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

第3点目は、土地買収等については、何年度、どのような方法で行われたのかをお伺いしたいと思います。土地については、もちろん全面買収であろうと思えますが、そのほかにあったとすれば、民有地の代替地とか、それから道水路の代替地とかあろうかと思えますが、この点をお伺いしたいと思います。

第4点目は、基本計画並びに調査、及び土地買収物件等に要した経費の総額をお教え願いたいと思えます。第2点目では土地と物件についてお伺いしてございますが、そのほかに計画に策定及び測量、基本計画に要した計画策定並びに測量及び環境アセス等にも費用を費やしていると思えます。この点についてもお伺いしたいと思います。

それから、第5点目、ただいま4点目で申し上げました総額が恐らく公園墓地の借入金の経費の元金になっているかと思えます。そのほかにまだ利息等が含まれて、借入金の総額、これらをお教え願いたいと思えます。

第6点目は、公園墓地借入金の金融機関名及び借り入れ期間、金額等について、お伺いしたいと思います。この金融機関等につきましては、差し支えがあれば控えてもらって結構ですが、期日、総金額等についてはお教え願いたいと思えます。

第7点、公園墓地建設の土地、国有地を払い下げていると思いますが、それらについて恐らく国有財産売買契約書により実施したと思われます。それらの年度、期日等をお教え願いたいと思います。

第8点目、この国有財産売買契約書の中に記載された中で、用途指定、さらには指定された期日等によって実施されていると思います。この契約書中に指定用途については、事業の利用計画が示されていると思いますが、これについては大もとの基本計画が土台になって、恐らく承認されていると思います。これらについてお教え願いたいと思います。

それから、指定機関につきましては、この用途に費やす工事完了、結局営林局と約束した契約の中で期日があると思います。さらにはこの指定用途の中で、指定用途以外には恐らく利用できないと示してあると思います。これは一番重要でございますので、お伺いしたいと思います。

第9点目、17年度予算の中で、債務負担行為に関する調書において、財団法人常北町開発公社に対する損失補償、公園墓地整備事業、限度額25億円が計上されておりますが、これらの内容についてお伺いします。

これらにつきましては、平成17年度当初予算中に衛生費の中で、補償、補填及び賠償金の中で損失補償費、17年度予算額で1億1,400万円を計上されております。これらについて、これと25億円との絡みをお教え願いたいと思います。

第10点目は、現在、公園墓地整備事業について、借入金をただいま申しましたとおり、返済しておりますが、事業が進んでないと思われます。これらについての経過状況についてお教え願いたいと思います。これらについては、平成11年度から常北町公園整備事業については開始されておりますが、土地の取得後、進展がないと思われますが、その経過について、お教え願いたいと思います。

11点目、常北町公園墓地整備事業は、整備して採算が合わない、土地は目的以外には利用できないと思います。その莫大な返済金を背負われた町長は、今後どのようにして対処していくのか、その計画をお伺いしたいと思います。

公園墓地の整備事業の返済金につきましては、当然一般財源から充当しておりますので、住民からの税金を充当しておると思います。まず、本当に重要なことであろうと思いますので、執行者の代表として、町長の計画をお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 飯村議員からの旧常北町で計画をしておりました公園墓地の事業整備計画についてのご質問でございます。順を追って回答を申し上げたいと思います。

この事業につきましては、現在は平成15年3月に事業を中止するというところで、休止状態にあります。現在もその状態が続いておるということであります。

ご質問の第1点目ではありますが、公園墓地整備にかかる基本計画の作成年度、これにつきましては、平成10年度に策定をしております。

第2点目の事業の内容と土地の取得状況でございますが、当初、墓地需要に対応するため1万基の墓地をとということで、平成11年度から平成21年度までの10年間によって整備をしていくというような計画の中で、用地取得、国有地について37万8,605平米、5億2,250万円、民有地1万6,106平米、2,222万6,280円でもって買収をしております。総額で39万4,711平米であります。額として5億4,472万6,280円、それに用水路等がありますので、それが若干5,000平米ぐらい土地としては加わるかと思えます。

3点目の土地の買収の方法ではありますが、国有地につきましては平成11年11月、旧常北町と森林管理局との売買契約にして取得をしております、民地につきましては7人の所有者と平成12年3月から4月にかけて売買契約をして、町が所有権を取得いたしております。

4点目の公園墓地整備計画に要した経費は幾らかということではありますが、本事業で開発公社が負担した費用、町じゃなくて、開発公社が負担した費用額が総額で8億8,973万5,681円あります。それで、それらに加えて、総経費、支払い利息等も入れまして、9億3,917万2,000円が借入金として事業費に充てるということになって、開発公社で負担をいたしております。

5点目の借入金を含めた返済総額は幾らかということでございますが、事業総体に要するに費用としましては9億5,114万4,000円ということになります。

それと、6点目の融資先の内訳であります、借入期間、金額、融資を受けた機関名であります、9億3,917万2,000円について、みずほ銀行から4億6,700万円、常陽銀行から1億7,500万円、水戸農業協同組合から2億900万円、茨城銀行から8,817万2,000円、総額9億3,917万2,000円となっております。

次に、第7点目ではありますが、国有林の売買契約期日ではありますが、平成11年11月25日に契約を締結しております。

8点目の用途指定につきましては、公園墓地整備を目的としたもので売買契約をいたしておりますが、公園墓地整備事業完了をもってということになっておりますので、平成17年3月31日に指定期日としておるものでございます。既に、指定期日を経過しておりますが、平成14年1月に事業計画の変更申請を行いまして、平成22年3月31日までの延長ということで、国有林関係との契約を延長いたしております。

それから、9点目の開発公社に対する損失補償ではありますが、町の方が損失補償というようなことで、25億円を計上いたしております。平成11年から事業に入って、平成15年度から年次計画によって、墓地の提供を順次行うということで、それらの期間の工事費、調査設計費、そういうものの最高ピーク時、これが24億8,020万円という数字が年次計画の中で出てきておりますので、それが最大借り入れ額の25億円と、そういう数字で損失補償

の額として出てきておるものであります。

それから、10点目の公園整備事業の経過ということですが、当初1万基の計画をいたしておりましたが、その後オオタカや、希少動植物等の影響があるということになりまして、計画造成面積を5.5ヘクタールに縮小をして、供給墓地1,859基というようなことで、再度計画がなされておりますが、これらについて試算をした中では、全部完売しても約14億円の赤字が出るというような試算がなされておりますので、そういう結果から、15年3月に事業を休止するというものでありまして、私もその方向で考えております。

それから、事業休止後、現在の経過であります。買い戻し等についても森林局とも交渉をいたしております。最終的には林野庁の方の最終結論をというようなことで、現在前橋の方の森林管理局の方はなかなか難しいと。ただし、縛りは外せるというふうな意味の回答もいただいておりますが、なお林野庁とも最終交渉を行っていききたいと、そういうふうに考えております。

11点目の公園墓地の今後の計画ということですが、先ほども申し上げましたように、いろんな方策を探りながら、いずれにいたしましても町が所有権を取得しておるということは事実でありますので、そういう中で買い戻しの方策、利用可能な切り売り等や環境保全していくのかどうか、そういうことについて、財政負担軽減等もあわせて十分に検討させていただきたい。先ほどもありましたが、これについては十分検討をしなければならぬと思っております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 6 番飯村君。

〔 6 番飯村吉伊君登壇 〕

○ 6 番（飯村吉伊君） 6 番。

指定期日のところで、17年3月31日で今までの計画については実施しますよということですが、それを計画変更するということですが、そうすると、霊園墓地については、目的を変更しないで、そのまま継続して霊園でやっていくのか、それらについてお伺いしたいと思います。

さらには、これを今営林局と買い戻しの打ち合わせというか、検討をしているということですが、これら買い戻しについては営林局では恐らくなかなか妥協してくれないと思いますよね。

ここの検討、さらには、ただいま申しました開発公社に対しまして25億円の損失補償ですね。これらについて、借入金が9億3,900万円ですが、これらを含めてのことでしょうが、これは事業をやらなければ結局は借入金の9億3,900万円だけの返済で済むんじゃないのですかね。ここの辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔 町長金長義郎君登壇 〕

○町長（金長義郎君） 第1点目の縛りの問題ですが、先ほど申し上げましたように、延ばしていると。やりますよ、こういう計画でこういうふうなことはまだありますよというふうな、そういうニュアンスの中で、結局契約を延ばしてもらっている。しかし、森林管理局の方では、本当の話はなかなか買い戻しは難しい。しかし、縛りについては早急に縛りを解いてもいいような気持ちもあるようでありますので、そういう縛りの問題を急いで解決して、それから買い戻し等については、やはり一たん売って、すぐ買い戻すのはなかなか難しいという。それともう一つは、やはり買った時代の地価と今の地価からいくと、恐らく3分1とか、そういう地価価格になるのではないかと、もし実現したとしたら。そういうことを考えざるを得ないということでもあります。

それと、先ほどのお話の中で、何もやらなければ9億3,900万円で済むのかということですが、そのとおりであります。今までに、先ほども申し上げましたが、用地取得、立木補償等入れて約6億7,000万円、6億6,000万円ぐらいの額であります。それ以外に計画書をつくるのに1億7,000万円ぐらいかかっている。それと立木調査とか、そういう環境調査等、そういうものがかって9億3,900万円ということで、それを借入れをしておるという状態でありますので、土地は町の土地であります。利用権として土地開発公社が町へ金を出したというような、私らもなかなか考えが難しいようなところがあるわけです。ようやく私も今ごろになって理解をしてきたということは事実でありますから、そういう形で、この解決方法をどんなにしようという感じがありますが、いずれにしても所有権は、金借りたのは土地開発ですからというような形で残っているわけです。ですから、事業をやらなければ、それはそれとして、そのまま土地は残るということは事実です。

○議長（関谷 誠君） 6番飯村君。

〔6番飯村吉伊君登壇〕

○6番（飯村吉伊君） 事業をやらなければ借入金だけを返済する場合、よいということですが、その中で営林署と約束、契約の中で計画変更した中で、事業を実施するために、結局損失補償25億円を予算計上しているんだよということですが、しかしながら、この質問の最終になりますので、具体的に申しますと、旧七会の予算なんかは22億円ぐらいしか1年間でございませんでした。これは事業をやっていけば、25億円の損失を払っていくということですが、これらは何の利益にもならないような気がいたします。これらについては、本当に死に金を捨てるような感じだと思います。

それらについて、一般の住民の税金を使っているわけですから、診療所などは繰入金を1億円程度出しておりますが、これらについては、人命にかかわることで援助しております。これについては何らそういう影響がない、本当に城里町として損失なことではございますので、今後とも十分検討をされて実施していくよう要望いたします。

○議長（関谷 誠君） ちょっと早いんですが、ここで1時まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後 1時00分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

24番鯉淵君が早退をいたしました。21番三村議員は所用のため少しおくれるとの報告がありました。

午前中の6番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、13番金子栄治君の発言を許可いたします。

13番金子君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） 改革を止めるな、郵政民営化、賛成か反対かを国民の有権者に問い、圧倒的多数を確保し、小泉政権与党は衆議院の3分の2以上を占める勢力となりました。今月21日、第3次小泉内閣がスタートいたしました。行財政の改革のスピードが上がることを期待するものです。

今回の私の一般質問は通告どおり行います。

第1点は、全国的に関心の高いアスベストの調査についてであります。

建築用資材のアスベスト断熱材は発がん性物質を含んでいると言われています。城里町でも公共施設の建設に使用されている可能性があり得ると思います。この調査について、実施する考えがあるか。そして、その後の対応について町長の考えをお伺いします。

次に、消防署職員の育成についてであります。

城里町に建設計画中の水戸消防署の分署は19年度の稼働を目指し、現在進行中でありま
す。水戸市では消防職員の採用試験の申し込み受け付けを行いました。試験区分、採用予定人数は消防A10名程度、消防B7名程度、消防C、これは救急救命士であります。これが7名程度、計24名程度の募集がありました。

内容は教養試験、適正検査、体力試験であります。先ほども述べましたが、城里町に19年度の稼働を目指している消防署分署の職員は、水戸消防署職員の派遣というシステムになるのだと思います。消防署の建設場所も大体絞り込まれていることと思います。このような中で、城里町は職員の退職勧奨も進めております。職員の中から希望を募って消防署員の育成を考慮すべきではないかと思うのですが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、水戸ニュータウンに「ヘリポート」構想を。

これは人の命は地球よりも重いという言葉があります。今回の町村合併で、小美玉市になりますが、小川町の百里基地が一般供用可能となり、民間航空会社が参入できるようになります。

また、水戸射爆場跡地が新たな流通港湾としてスタートします。首都東京には100キロの道のりであります。水戸市は県庁所在地であり、現在も加藤浩一市長も前回の選挙では、水戸市50万人都市構想を掲げて当選しました。常磐高速も飯富地点でETC専用車の乗り

降りが可能になります。水戸市内では500室もの新しい部屋が増設されていると聞きます。時代の流れとともに、人、そして物流のシステムが変化していくのだと思います。高速が本来の役割を果たせず、首都高速は交通渋滞が続いています。常磐道とてその影響を受けております。やはり空にも目を向けることだと思います。

城里町では、水戸ニュータウンに総合病院の誘致の構想があります。もちろん総合病院ですから、救急の対応もされるべきだと思います。一つの想定として、救急ヘリと防災ヘリの考え方であります。先ほども述べましたが、人の命は地球よりも重いという表現もあります。あと20分、いや30分早く病院へ着いていれば助かった命だったのにとという事故は多くあると思います。

車に比べて格段に足が早く、行動範囲も広く、ヘリコプターを救急活動に活用すれば救命率が大幅に向上することが常識として定着をしていますが、この常識がまだ理解されていないのも現状であります。救急活動は救急車でいうものという観念が強いのです。しかし、救急車だけに頼った救急活動には限界があると言われています。患者搬送時間は交通渋滞などにより、だんだん長くなり、病院に到達するまでに時間がオーバーしてしまいます。ヘリの場合、発着場所が少ない面積でも可能性があり、活躍度数が期待されております。防災ヘリにおいても火災時、特に山林火災においては、化学消化剤の散布には早い対応ができます。

2つ目の想定としては、ビジネスにも活用できるように、業務の幅を拡大する可能性もあります。商談はやはりフェース・ツー・フェースだと思いますし、大きな仕事の決定に急を要する場合、人がじかに会って話し合うことだと思います。現在は高速ヘリの活用もあります。今回の衆議院選挙のとき、民主党の菅直人氏が福島候補の応援のとき、千波湖におりと聞いております。私は自民党員ですが。

テーマからそれてしまいましたが、いろいろな角度から検討して、ぜひ水戸ニュータウンにヘリポート構想のアドバルーンを掲げてはどうでしょうか。今後、地域間の競争が生まれると思います。企業の誘致や自主財源の確保のために、知恵を出し合わなければならないと思います。町長はどのように考えるのか、お伺いいたします。

以上で1回目を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 金子議員からのご質問にお答え申し上げます。

第1点目のアスベストの調査の件であります。調査をしたのかというようなことかと思ひます。

これにつきましては、新聞報道、いろんな機関等の報道によりまして、アスベストの問題が出ております。工場生産、それ以外にやはり商品だの何かの中にも含まれているというようなこともあって、一般家庭の中にもそういうものがあるというようなことで報道され

ておりますが、町といたしましては公共施設の調査を行いました。いずれ全施設をというように、競技関係、観光施設、保健福祉、医療、上下水道、公共施設、そういうものを101カ所について、いわゆる専門的な調査じゃなくて、当面設計図書、それから目視ということで、それぞれの部門で調査をいたして、集計をしたところであります。

いずれにしても、平成8年度以前に竣工した建築物を調査をしたわけですが、吹きつけアスベスト、アスベスト含有吹きつけ、ロックウール、そう呼ばれておるものもあります。そういう確認をいたしましたが、現在の結果としましては、101施設のうち、12施設において、そのようなものは見受けられるというようなことであります。

こういうことでありますので、今後もそれらを専門的な機関とか、そういうところに施設の調査の委託をいたしまして、早急に分析調査をいたしたいと、そういうふうに考えておるわけであります。

それらによって、当面即時使用中止とか、そういうものが見当たらないということでもありますので、そういう中で、除去を図っていくもの、それから期間を設定して除去するもの、部分の利用を中止をするものとか、そういうものに分けながら、対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。分析結果が出ましたらば、議会の方へもご報告を申し上げたいと思っております。

次に、消防署の職員の問題であります。先ほど金子議員が申されましたように、水戸市としましては、平成18年度の職員として公募をしております。町の広報「しろさと」にもその公募を掲載いたしております。

来年度の計画の中で、やはり城里町の消防署の方は21人体制ということで、常備消防を設置するという方向で、いずれにしても水戸市が職員を採用するということでございますので、現在の職員の中から消防署員といっても、身分が変わるわけですから、その辺が非常に難しいところがあるわけです。やめて水戸市を受けるのか、消防署を受けるのか。それとも現職でもって、試験を受けて、それで合格すれば水戸市の職員になるということもできないわけではありませんが、その辺の身分関係が非常に難しいということをご理解いただきたいと思います。

本人が希望して、水戸市の消防職員になるということであれば、それはそれと。しかし、指名をするとか、そういうことでかわっていただくというような制度がございませんので、その辺は非常に難しいのではなかろうかと、そういうふうに理解をいたしております。

それから、水戸ニュータウンのヘリポートであります。ご提言としてはやはりいろいろこれからの何十年先といいますか、そういう未来を見通したときにはそういうことも必要なんではないかと、そういうふうにも思っておりますが、いずれにしても現在のいわゆる十万原の開発につきましては、ニュータウンの計画戸数が1,700というふうに聞いております。そういう中で、第1期の分譲、販売戸数42戸が販売されたというような状況

でありますので、総合病院の誘致等ともなかなか水戸市の真ん中にある病院が出てくるといふには、それなりの理由がないと出てこられないというようなこともありますし、そういう総合的な中で、やはりヘリポートの問題も考えていくべきでないかと。

ちなみに医療ヘリについては、日赤病院、これについては医療のヘリポートもあります。そういう中で医療体制を日赤として広域的にやっていくということでもありますので、ヘリコプターの基地等については、防災医療、そういうものを含めてはやはり広域的な見地からやっていくべきではないかと思っておりますが、アドバルーンをとということでもありますので、そういう機会がありましたら、アドバルーンを上げていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 13番金子君。

〔13番金子栄治君登壇〕

○13番（金子栄治君） 1番のアスベストに関しては、同僚議員さんがいますので、結構です。

消防職員について、私としては希望的な意見で、人事に触れる部分もあるんだということで、これ以上の質問はいたしません。

3番目のヘリポートの件ですが、これ許認可の問題とか、いろんなのがありますが、あと民間でできる部分もあるし、やはり構想とか、こういうものが出て、やっぱり10年とか20年、物事はかかると思うんですね。ですから、今、町長がアドバルーンを上げるというか、前向きに対応しますというような答弁をいただきましたので、これも結構です。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 以上で、13番金子栄治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） それでは、早速質問に入ります。

山びこの郷の運営についてということで、山びこの郷は、オープン以来、キャンプ場の中にあるプールが目玉として人気があり、都会の子供を初め、各種団体の利用者がありました。20年以上経過していることもあり、何回も修理を重ねてきたとは思いますが、ことしも山びこの郷は予算の上では148万円の修繕費が計上されていたと思います。そして、プールの修繕要求が出されていたにもかかわらず、修理を行わなかったのはなぜなのか、お伺いしたいと思います。

そして、このプールが使用できないことで、山びこの郷の申し込みがキャンセルされ、また山びこの郷に来た人はプールが利用できず、うぐいすの里、あるいはホロルの湯へ回され、苦情があったと聞いております。夏休みが勝負のキャンプ場、目玉のプールが利用

できなくては話にならないと思うのですが、修理を含め、今後の運営はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、七会診療所の医師住宅空き家（１軒）についてということで、ことしの春に七会診療所の医師が異動になり、新しく来た医師が医師住宅に入らず、塩子塙団地に自費で入居したと聞いております。その空き家33坪の建物の中はどのような状態なのか、また住めない状態なのか、お伺いしたいと思います。

また、その建物33坪ですけれども、今後の活用はどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 阿久津議員からの山びこの郷の運営についてと七会診療所の医師住宅の空き家についてというご質問でございます。

最初の山びこの郷の運営についてのプールの修理の件であります。なぜ修理を行わなかったかということですが、山びこの郷のプールといいますか、水遊び場というような表現を使わせていただきたいと思います。プールということになりますと、管理衛生上、いろいろ手続など何かをとりながら、監視員を置いたり、それなりの管理体制を整えなければならないというのが一番大きなネックになっておるわけです。

そういう中で、今まで使っていたそれら水遊び場をというようなことであったわけですが、本年度修理費も計上してあった担当課の方でよく調査をしたならば危険だということの一つの問題と。それから今回の予算だけでは、またいつも修理を繰り返さなければならないと。それとプールとして使用するためには、先ほど申し上げましたように、管理衛生上の問題で、きちっとした監視員を置くとか、そういう体制を整えなければならないのではないかと、そういうことが判断の中に入っていたと。

一時中止といいますか、そういうことになったものですから、私も夏休みに入る３日ぐらい前に行ってみました。確かに、私は最初に行って、一番先に危険だなという感じを持ったわけですが、そういう中で水をとめないで、水を流しながら、本当の水遊びのような形でできないだろうかということで、今回ことしの夏は水を流すということで、プールとしてじゃなくて、本当の水遊び場のような形で使用してシーズンを終わったわけで、そういう中でやはり特にことし暑かったですから、水がなくてはどうかかなというような心配もしていました。スプリンクラーでも回して水を上からかけるような方法もどうだろうかという現場にも提案もしましたが、最終的にはそういうことで、水を流すということで来たわけです。

それですから、プールとして使用するためには、それなりのしっかりした衛生管理の問題とか、そういうことを立てながら運営をしなければならないと、そういうふうに思って

おります。

やはり町内に今度3つの野外キャンプ場があります。そういう中で、今後の考え方としては、それぞれの持っている特性といいますか、持ち味、そういうものを生かしながら、キャンプ場を生かして、いずれにしましても最終的に町の中の施設ですから、どこそこがどう、こっちがどうか、そういうことじゃなくて、そういう中で総合的に運営ができていけるかと、そういうことで進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

次に、診療所の医師住宅の件であります。医師住宅は2戸ありまして、1戸は昭和56年に建築されまして、24年が経過しておる建物です。もう1戸は平成7年に建設され、築10年が経過しておりますが、その新しい方には医師が入居いたしております。

問題は、その24年経過した建物であります。ふろやキッチン、トイレ、そういうものが古いということもありますが、時々窓をあけたり何かして、いつでも住めるような状態にはして管理はしておるということでもあります。

今後の活用等につきましては、じゃ、すぐほかの人に貸すなり払い下げるなりしていくと、あと医者がかかわったり何かで入るということになれば、またいろいろ目的が違ってくるといってもありますので、すぐさま外部に貸すということもちょっとできないかと思えます。

いずれにしましても、交通の便等の関係等もありまして、水戸に住んでいて勤めたいと、勤めるような医者がほかの診療所等にもありますので、必ずしも入居をするとも限りませんが、現在あいている住宅については、十分管理しながら、いつでもすぐ使えるような状態で管理してまいり、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 3 阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） プールじゃなくて水遊びでも結構なんです。20年以上今のような状態で使ってきたわけですから、ことしに限って危険だということもないとは思いますが、ただ、山びこの郷は利用者が年々減っております。その理由の一つとして、おふろがないということが指摘されております。しかし、おふろをつくるのにはやはり相当なお金もかかりますし、ボイラーマンなど維持管理もかかるということで、そう簡単なことではないということが本音なのかもしれません。

山びこの郷の場所は、ご存じのように、ゴルフ場の中にすっぽり入っているところにあります。そして、このゴルフ場には温泉地に負けないような立派なおふろがあります。しかし、ゴルフ場には宿泊施設がありません。そして、山びこの郷には宿泊施設がありません。この山びこの郷にないものが隣のゴルフ場にあって、ゴルフ場にないものが山びこの郷にあると。これらを考えるとゴルフ場、この場合たまたまですけれども、城里ゴルフ場ですが、城里ゴルフ場の方から、町に対して山びこの郷を委託できないかとか、売買でき

ないかとか、そういったお話はきょう現在あるのでしょうか、それともないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それと医師住宅の空き家についてですが、現時点では先ほど町長申しましたようにいつでも入居できるような状態にしてあるということですが、医師が塙団地に入居したということで、2年間は空き家になると思います。時々窓をあけているというお話ですけれども、2年後は築24年をを考えても住めない状態だと思います。先ほどちょっとお話しありましたが、今の住めるような状態であれば、町営住宅に切りかえるとか、一軒家ですので、住める状態のうちに払い下げ、あるいは競売にかけるといような考えはないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点目の山びこの郷の件であります、確かに議員おっしゃるとおり、ゴルフ場にはおふろがあります。そして宿泊施設を持っていないといような話は聞いております。町に貸してくれとか、正式なお話はありませんが、そういう使い方はできないだろうかという提言といいますか、そういうことはありました。特定の人に宿泊施設を貸してしまうということもできないものですから、それはちょっと無理かなと思っています。温泉、おふろを借りていくのはできるんじゃないかと思っていますが、いずれにしてもこういう時代であります。相互利用ができるような方法を探ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、医師の住宅ですが、すぐ町営住宅のような形でというようなことは、管理上できないというふうに考えておりますが、庁内でもいろいろ話が出ました。手を踏んでいけば、用途を廃止して、新しい用途に切りかえるということも可能かと思いますが、その辺については今後検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（関谷 誠君） 3番阿久津君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

○3番（阿久津則男君） 先ほど町長が申しましたけれども、城里町には3つのキャンプ場があります。これは場所的にも大変いいところですし、町の財産だと思っています。ただ、町運営のキャンプ場が3カ所とも大丈夫なのかどうか、私も心配しております。

そうということで、先ほど申しましたように、民間の企業、今回は隣のゴルフ場ということでお話ししましたが、ゴルフ場の方からそういった話があったということですが、いろいろ問題が難しいという理由がわかれば教えていただきたいと。

それと、このまま町運営でいくのだろうか、その点もお聞きしたいと思います。

あと医師住宅についてですけれども、住める状態であるといのであれば、もったいない話ですので、やはり空き家にはせずに町営住宅に切りかえることを含め、町長言いましたように検討していただきたいと思います。

誤解を招くといけませんので、述べておきますけれども、私は城里ゴルフ場の経営者並びにそれに関している従業員というんですか、その人たちとは一切面識がございません。ただ、キャディーさんだけは地元の方がおりますので、友だちがおりますけれども、経営者とは一切面識がございません。

以上、報告しておきます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） キャンプ場の利用の問題であります、今の形でキャンプ場として一般開放しているようなものを特定の者に貸してしまうということができないと、そういうふうな解釈なんなんですが、結局用途を変えるとか、また1回廃止をするとか、そういう形で仕切り直すような形で貸すとか、そういう手続をとれば可能な部分もあると、そういうふうに思っております。

それから、医師住宅については、あかさないような方法、確かにおっしゃるとおりだと思います。何もあけておいて、床あげしている必要はないと私も思いますので、そういうふうな検討をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、18番佐藤國保君の発言を許可いたします。

18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 平成17年度第3回定例会に当たり、通告に従いますところの一般質問を始めさせていただきます。なお、執行部におかれましては、明快なる回答をお願い申し上げる次第でございます。

まず、第1項目め、多数の議員さんがアスベストの件についてはご質問なさるようですが、私は県の調査に基づいたものを中心に質問させていただきます。

そして、どのように県から通達があって、どのように行動されているのか、それを具体的にお答えいただきたいと思います。

まず、ここ最近の報道は特に数多く思われるほどアスベスト等の問題が出ております。当町とは無縁であると思っておりましたが、情報収集をすればするほど今後の対応が重要であると考えられるものであります。ましてこの害に対する症状が数十年たたなければあらわれてこないという怖さがあります。今、日本国じゅうでその状況が顕著にあらわれております。これはまさに日常生活の中に突然襲ってくるように思われます。当事者はすべて自分の仕事をやってきた環境をよく存じております。ところが自己判断はまず難しいものがあります。そういう点を踏まえ、次の4点ほどお伺いをするものであります。

まず、第1点目、アスベスト取り扱い業者の立ち入り検査を行ったのかということであり

このアスベスト取り扱い業者は我が町に1業者ございます。というのはいわゆる県内における業者の数は27、平成16年度はございました。そして、平成9年4月から7月までにすべての事業者がこのアスベストについては中止をいたしました。しかしながら、ただ1軒残ったのが、我が町の業者がでございます。それをよく存じ上げていると思いますが、その辺を具体的に立ち入り検査を行ったのであるかどうかを伺いものであります。

なぜかならば、これはいわゆる県のお話によりますと、この取り扱い事業者は大体危険度3%と言われる状態でありまして、危険と言えるレベルではないと言われておりますけれども、この状況判断は非常に難しいものがあると思われま。

そういう点で、ここでどういう品物にそのアスベストが使われておるのかと。またこの事業者は内職として、城里じゅうにいわゆる各家庭に内職を出しております。そういう面を踏まえて、どのように調査をされたのかお伺いをするものです。まず、それが第1点目です。

次、第2点目、一般住宅のスレートがわりに使用されたという調査結果が新聞等に掲載されておりますが、町としてどのくらいの関心度と危機感を持っているかというものでございます。

アスベストにはご存じのように、最高3種類に分かれております。いわゆる白いアスベストと青と茶色と、この色が変われば白はいずれにせよ、このアスベスト自体が公害を及ぼす最大の因ではございますが、白、青、黄、茶と、だんだん質がこの色分けによっていわゆる人体に及ぼす濃度が濃くなってくるわけでございます。

特に、スレートがわりに使われておりましたいわゆるこの白アスベストと言われておりますが、この辺についてはもう以前、昭和40年代にさかのぼって、これは禁止をされておるわけでございますが、それでもなおかつこの一般住宅は非常にまだこのスレートがわらのところがございます。そういう点で、その辺を今後どのように調査をされ、どのように具体的に公表していくのかを伺うものであります。

次に、第3点目、アスベストに対する健康相談はあったかということでございます。もしあったら、どのように対応されるかということです。まず当町には恐らくないということでありましょう。しかしながら、これからいわゆる当町には新しい住宅がまだまだたくさん建ってございます。それを踏まえますと、いわゆる当町に越しておいでになった方の中には出てくる可能性もなきにしもあらずということです。

そういう面で、この健康相談窓口というものをしっかりとやっていかねばならないと思うものです。県におかれましては、このアスベストに関する健康被害の不安に対応するQ & Aということで、7月8日から21日までに電話対応いたしました結果、103件の答えが出てまいりまして、その中でもいろんな状況を踏まえますと、大変な部分が出ております。こういう点も、県からどのように通達があって、どのように対応されるのかを伺うものであります。

次に、アスベストに対する建設リサイクル法ということでございますが、これはいわゆる建設リサイクルでございますので、これはかわらでも何でもアスベストを使用したものを当然壊して、また新しいものに作る、建築資材に再利用するわけでございますね。その部分の状態をどのように把握をされるのか、これ非常に大事なことであると思います。我が町にも解体をして、新しく資材にする業者が1軒ございます。そういう点についても、どのようにされているのかを伺うものです。

以上で、アスベストは終わりにいたします。

次に、城里町の行財政改革について伺うものであります。

当町も町民待望の新町誕生して、はや半年を過ぎる中に、合併のメリット、デメリットがしっかりと見えてまいりました。執行部におかれましては、あっという間の半年だったと思われれます。まだまだ落ち着かない状態ではないかと思われれますが、町民の反応はどのようなものか、謙虚に受けとめ、善処されることを望むものであります。改革とはある程度の痛みを伴うものであります。これはこれからが正念場であると思われれます。そこで、今後とも町発展のために総力を結集されることを切望してやみません。

まず、第1点目は、町職員の勧奨と自己退職について具体的に伺います。いわゆる人数、経費等、また今後も削減の方向で行くのかということであります。まず、町民の声として、これはどのように理解をしていけばよいのかという方がおいでになりました。きちんとお話を申し上げましたが、疑問点についてはわかりやすくお答えをすべきであると思うものであります。すなわち定年前に退職をするということは、例えば58歳で退職する職員は、いわゆる残された2年間の満額の退職金を補償するのか、また財源はどこから出すのかという疑問を持っておいでのようでございます。この点を明確にお答えいただきたいということです。

これがわかれば、ある程度の今後ともこの勧奨、自己退職については奨励をして、町民こそぞって歓迎をしていくのではないかとと思われれますが、当事者は退職なさる方々が非常に大変だと思われれますが、いわゆる公務員には失業保険制度がないと伺っております。そういう面で、そのようなこともきちんと町報を通してお答えをしていただければ幸いであると思います。

そして、次に、18年度以降もこの削減については、どのように対応され、しっかりとやっていくのかを伺うものでございます。これは金長町長になってのいわゆる目玉手腕であると思われれます。そういう点で、今後とも町民の期待は大だろうと思われれますので、よろしくお答えをお願いいたします。

第2点、国の平成18年度予算概要は、歳入歳出ともに縮小予想と聞くが、既に県も予算の大枠が決まったようではありますが、当町はどのようになっているのかを伺うものであります。いわゆる削減の方向は、また歯どめがきかないのか。またその中で弱者と言われる教育費、福祉費に対してもこれは削減の方向になる可能性があります、この辺もしっ

かりと伺いたいと思います。

まず、当町の予算、大枠について伺います。前回の6月定例のときはぼやんとした答えでぼけてしまいましたので、その辺は県も国も大枠が決まったので、次の段階として、これは町として当然掌握しておくことは必要であると思いますので、よろしくお答えをいただきたいと思います。

第3点目、各課の統廃合及び業務担当変更により、スリム化を考えているのかどうかということです。聞くところによりますと、職員退職の中には、特に課長級の人々が大幅退職をされると漏れ承っております。そうなった場合に、課の統廃合があるのかどうかということでございます。なぜかならば、課をいつの間にか私どもが考えているより、今回の課というものは数多く新町になってからふえたわけでございます。

そうしますと、町民はどこに行って何を相談をしていけばいいのか。というのは現状わからなくなっていることが多数あるそうでございます。私もそれは当然のことと思われました。例えば都市計画課と建設課の考え方、これは私ども旧常北町の役場の場合には一緒であったと思っております。なぜかならば、これを分離することによって、今まで建設課へ行って住宅を申し込むのが都市計画課に行かねばならないと。それは最初わかれば問題ございませんが、そういう点のいわゆるPR不足も多数あったのではないかとということと、あとは教育委員会でなぜ2課必要なのかということです。これは当然スリム化になっていった場合には、そういう等々の見直しは必要ではないかと思われまますので、よろしくご検討のほどお願いを申し上げます。

次に、第4点目、いわゆる区長要望の達成率はどのくらいか。また区長要望の中で保留している懸案への対応について伺うものであります。

最初に、区長要望は直接生活に影響するインフラの部分が多数あるかと思われまます。そういう部分をかんがみますと、いわゆる区長要望の達成率がこの町の行政の信頼にもつながっていくものであると思うものです。現状、何を要望しても達成されないと伺っております。そういう部分でこの辺は具体的にどうなのか、当町長がおわかりにならなければ担当課にお答えをいただきたいと思います。

そして、この保留件数ですね。この保留件数については、どのくらいの年数を経てやるのかやらないのか。その辺を具体的に回答されているのかいないのか、これをしっかりやらないと、いわゆる何も要望が出てこなくなってしまう、町政と町民との隔たりがますます大きくなっていくものであると私は思いますが、この辺はいかななものでしょうか。

次に、第5点目、保険料、水道料の未納者に対しては、月ごと、納期ごとで、どのように対応しているのか、具体的に伺いたいと思います。いわゆる未納者に対しては、早めに納めていただくように手を打つことが肝心であると思います。この人間の個性として、これは私の個性かもしれませんが、一般的におくるとためてしまう。いわゆるくせが出てしまうという感がございます。そういう人間の心理を考えることも必要であると思

います。

また、おくれて納金に来た方に対しては、丁寧に対応する窓口接客対策も考えることでしょう。先日、ある複数の町民の方より窓口の対応が非常に悪いという意見がありました。そのために今後はいわゆる町に納めに行かないで、集金に来ていただくと、こういうふうなお話をしておりました。

そうしますと、集金業務の委託料がかかります。その辺も考えて、ひとつしっかりとした対応をお願いいたす次第でございます。

次に、最後の項目ですが、第3項目め、敬老会、金婚式等における表彰について、式典について、町民からの要望はあったのかということでございます。いわゆる年配者は町の発展に尽力された功労者であると思うものです。長年そういった風雪に耐えて、今回新しい町の発展を築かれた方々であると思います。今回、敬老会と金婚式が同時開催をした理由と、会場は旧町村体制で行ったその会場等についての件と、いわゆる開催時期の件と、決定された、または準備委員会への発足をもって決定されたのか、そういう点をお伺いをいたすものです。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） ここで、三村由利子君が出席をしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 佐藤國保議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目、アスベスト対策についてであります。最初に石綿、アスベスト取り扱い事業所の立ち入り検査を行ったのかということであります。8月27日に、県内で25社がアスベスト製品の製造、加工を行っているというような新聞報道がございました。そのうちの1社が城里町内の事業者であったわけですが、この事業者については、県において7月2日に立ち入り検査を行っております。

この事業所は、アスベスト含有のジョイントシートを打ち抜き加工している、そういうことで、その検査結果については飛散とか、そういう異常はございませんでしたが、この業者につきましては、ほかの材料に切りかえて、その事業をするということで、8月29日をもって、今までの従来の事業を廃止しております。

それと2番の一般住宅のスレートがわら、そういうものに対する関心度の問題であります。非常に新聞報道等によりまして、日常生活の中にもアスベスト製品が入っているということで、町としての重大な関心と危機感を持っております。そういう中で、一般住宅の屋根葺、壁葺、内装、そういうものについて、個人の住宅を町が十分調査すると、そういうことにはまいらないかと思いますが、国、そういうものの指示によりまして、情報が入り次第、町民等にもお伝えをしながら対応に当たってまいりたいと、そういうふうに思っております。

それと、3番目の健康被害等について相談があったのかということではありますが、担当課の方には直接は今のところ町の中の相談件数というものはありません。県の方では保健所がその相談窓口になっておりますので、町の方の健康福祉課、そういった保健所、そういったものと連絡をとりながら、そういうものに対処してまいりたいと考えております。

それと、4番目の建設リサイクル法との関係であります。これにつきましては、処分の方法としては埋め立て処分、それから溶融処理処分等がありますが、茨城県ではすべて最終処分場での埋め立て処分ということになります。建設リサイクル法によりますれば、元請業者の事前調査、事前措置が義務づけられており、分別解体等の計画等の事前届け出が必要となっております。これらについては、それらの業者が基準を踏んで行うということで、リサイクルをするということとはできないと、そういうことになっておるわけであり

ます。

次に、城里町の行財政改革の問題であります。

職員の勧奨と自己退職について具体的に伺いたいということであります。

私も非常に気の毒といいますか、職員そのものも60歳定年を目指して、ここ何十年と、定年制がしかれてからやってきておるわけで、そういう中でどうしたというようなことで、58歳なり、それ以前なりで退職をするということに対しては、非常に私も心を痛めております。

そういう中で、やはり議員ご指摘のように、58歳では年金もつきません。それから失業保険もありません。2年間実際には無年金、無収入、そういう形になります。そういう中で、今回勧奨退職の制度というのは従来あったわけではありますが、そういう中で、受け入れていただいているということに対しては、本当に私としても、気持ちとしては心を痛めるというようなところがございしますが、今回の退職につきましては、従来から勧奨退職の中で、号俸アップと、そういうことがありましたが、そういうことに対しましても額的にも月額1万500円ぐらいの昇給はいたします。そういう中で、今回結果として17名の方が退職すると、そういう予定になっております。

いずれにしましても、退職金そのものは退職組合という積み立ての部分がありますので、そちらで正規には支払っていただくということですが、特別負担金としての費用がかかるということがありますが、長い目で考えていけば、それらは1年以内でもって特別負担金は消化できるというような中での財政的な負担であると思っております。

今後どうするのかということではありますが、270名という職員の中で、やはり適正な配置ということになってきますと、220名とか、そういう数字が出てくるわけです。状況を見ながら、今後の職員対応については考えてまいりたいと思っておりますが、いずれにしましても、そういう中でやはり選択をしていただかなければならない時期は来るものと思っております。

次に、国の平成18年度予算の件であります。

財政審議会等においては、平成18年度予算編成について、基本的な考えを示して、8月末までに国等の予算編成等の見通し、そういうものが現在取りまとめ中であると思われますが、18年度予算については公共投資関係で3%ぐらいの減額というようなことであります。そういう中で、歳出の徹底的な見直しとか、やはり予算配分の重点化、それから国そのものは国債発行を極力抑えるということになりますので、町としましても当然後年度にツケをもたらさないというような姿勢でもって、できるだけ町債等の発行については極力抑えながらやってまいりたいということでもあります。

具体的な編成作業については、これからであります、ことしの歳入状況、歳出状況、そういうものを見ながら、18年度予算については編成してまいりたいと考えておりまして、また予算編成に当たっては、17年度のいろんな反省点にも立ちまして、そういうものを十分考慮しながら、18年度予算の編成に当たってまいりたいと考えております。

次に、各課の統合及び業務担当についてということでもあります。

事務組織の改革等につきましては、現在町の行財政改革の大綱を策定すべき準備に入っているところであります。組織としましては、行財政改革懇談会、それから行政改革推進本部、それらの幹事会、そういうものを通して、今後検討をしていく予定であります。それらの内容としましては、国において閣議決定された地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針に、そういうものに基づいて、町としましてはそれらを踏まえながら、行政改革大綱を策定していく予定であります。

これらの中でやはり合併したばかりでありますので、走りながら考えると、そういうことも必要かと思いますが、そういう中でやはり町民に対してもわかりやすく、親切的な対応をしながら、それらの組織、それから課の編成、そういうものについて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、区長要望の達成率は幾らかということでもあります。区長さんの要望、主には建設関係、そういうものが多いかと思いますが、それらにつきましては、計数的に達成率ということになりますと、いろんな要望が出されておりますが、具体的な用地同意とか、そういうものがあるものについては、80%程度達成されているというふうに考えております。

保留している要望等につきましては、合併を目前にして提出された要望や同意が不足しているものとか、それらの確認、調整が必要なものとか、そういうものは残っておるというようなことでございますが、保留されている要望等については、今後見直しを行いながら、地元と協議をして対応してまいりたいということでもあります。

道路関係等につきましては、要望の内容は道路の改良舗装、そういうものの要望が60%、それから舗装が30%、排水整備が10%と、おおむねそういうような中での要望であるというふうに考えております。

次に、保険料、水道料等の未納者に対しては、月ごと、納期ごとでどのように対応しているのかということでもあります。

町税や保険料、水道使用料等につきましては、収納面が非常に景気の動向等にもよりまして悪くなってきているというのが現実であります。それらもありますが、税負担の公平性、そういうものを確保するために、滞納者に対しては誠意を持って交渉を進めるとともに、時には厳しく対応していかなばならない、そういうふうに認識をしておるわけであります。

収納事務及び長期滞納者に対する対応ですが、広報などによるPR、先ほどおっしゃられたように、できるだけ早い時期に督促やお願いをしながら進めていくということも肝要かと思っております。また、担当職員、それから嘱託員等による戸別訪問、納税相談等を行って、また伝統的な組織、縦割りじゃなくて、横のような組織の中でそれぞれ対応してまいりたいと。水道料金、住宅使用料、国保税、それぞれの縦割りのことじゃなくて、横の連絡をとりながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

次に、敬老会等における金婚式の問題ですが、金婚式は従来旧常北町、それから旧桂村では実施しておりました。七会ではしていなかったというふうに聞いております。そういう中で、実施の方法、内容等が違っていましたが、今回は敬老会のときにあわせてというようことで実施をしたわけであります。

それと敬老会にかけるお金も1人当たりになると、旧町村でそれぞれ大きい隔たりがあったというふうな中での実施であります。そういうことも踏まえながら、今後よく検討と、それから来年の実施へ向けての反省材料としてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 事業所への立ち入りの件については、当町では行わなかったけれども、県が立ち入りを行って、8月29日に終結をしたという理解でよろしいんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

今後、間違いなくこれは終結という形でないと言えそうですが、それでよろしいのか確認をいたします。

次に、このスレートがわらの件ですが、これは民間の関係もありますし、非常に難しい問題だと思われませんが、この点についても、るる国・県と相談をしながら、ひとつ安全対策の方をしっかりとお願いをいたしたいと思います。いわゆるこういう場合が起きた場合には、何課が担当で、だれが担当まできちんとしておいた方がよろしいんではないかと思うのです。なぜかならば、現実どこへ行ってもいいかわからないという今回の問題の提起だと思います。そういう点で、このスレートがわらの部分とか、いろんな部分で、業務関係で分かれて、ここは違うと、そういうようなことのないように、できましたら一本化でひとつ相談ができるような体制をお願いいたしたいと思います。

次に、健康相談の件でございますが、当然なかったと思われます。もしあった場合には、これも今健康福祉課で行うということでございますが、きちんとした対応をお願いいたすものであります。

あと問題は、建設リサイクル法の件ですが、これは先般もこれと関係ないかもしれませんが、いわゆる産業廃棄物がある埋立地に投げられているのではないかとというような問題があったわけでございます。これは既に何もなかったように思われますが、その辺のチェックをしっかりとしていくことが、これは後に害を及ぼさない体制になると思われま

す。

そういう点を踏まえて、決して元請業者だけにするのではなくして、例えばわからない車が入ってきて、何か置いていってしまうと、そういうようなことに対しては徹底した追求をしていくことがこういった問題を防いでいくのであると私は思いますが、この辺もひとつよろしく願いをいたす次第でございます。

今、本当に産業廃棄物の件については、ある一定の場所に決まったところに捨てるのが原則であります。なぜかわからないところにわからない車が来て、置いていってしまうというのが現状でございます。その辺の対応をしっかりと願いをいたす次第です。

次に、行政改革についてでございますが、いわゆる今回のこの17名の方の退職ということとは、非常に大変なことでありますけれども、先ほど町長がお話しになったように、現実230名ぐらいいればいいという言い方はまずいですが、それがなぜか270人近い方がおいでになるわけですね。そうすると、この40名の方をどうするのかと。当然17名やめましたから、こっちは採用しないということではないと思うんですね。その辺もまたお伺いをいたしまして、具体的な削減案をしっかりと練っていただければ幸いと思います。

次に、国の、まだ予算の件になりますが、これは県内の市町村税について、きのうの読売新聞でしたか、これに載っております。徴収率が15年ぶりに上昇してきたという現状が出ております。これは滞納繰越分がいつも累積に累積をしていたのが、だんだん減ってくる傾向になってきましたよという、いわゆるこれは多少なりとも景気がよくなりつつあるという前兆であると言われております。徴収率のトップは東海村です。97.7%と、谷和原村に対しても95.5%、五霞町は94.7%、うちの城里町はここに載っておりませんが、茨城県で最低なのは大子町68.5%だそうです。これはなぜ大子町が悪いのかといいますと、いわゆる固定資産税が最下位であるという状況です。

こういう点もしっかりと踏まえて、こういう状況なんですから、城里町も当然徴収率アップというものが望まれてしかるべきであると思います。この辺もこの予算案策定につきましては、しっかりと考慮をされた上でご検討をお願いしたいと思います。

ここで繰り返して申し上げますが、一番問題になるのは、いわゆる教育費と福祉費を減らすということです。これは弱者のいじめになります。その点をひとつ我が町は福祉の町であるということと言われておりますので、ご配慮のほどよろしくお願いをいたします。

次に、スリム化ですが、これは後ほど私より詳しく質問される方がおりますので、この辺でこれは結構でございます。

次に、区長要望ですが、区長要望というのは非常に大事なんです。いわゆる今80%の達成率と言われておりましたが、これは目に見えないのが現状で、だったら町民の方、不平をぶうぶう言うわけは当然ないわけですね。

それと、あと保留件数については、これは順番を忘れてはいけないということだと思います。新しいものを先やってしまって、古く保留されているのを後やると、こういう問題はひとつ、それは予算の件もあるでしょうし、いろんな条件はあるでしょうけれども、これは敏感に町民の方は見ております。そういう点でこの辺はしっかりとなぜこうなったのか、ご説明をせねばならないと思います。そうい面で、区長さん方はこういうところで非常に悩んでおりまして、現実区長になる人がほとんどいないような状況で、保留保留で来ております。そういう状況をしっかりと踏まえて、お願いをいたしたいと思います。

あとはいわゆる未納者に対する考え方ですね。これは業務委託というのを今やっておいでになると思いますが、これはできれば職員の方がしっかりと担当を決めてやるのが肝心かと思われます。そして、ノルマとっては何ですが、目標をしっかりと立てて、そしてそれを達成した人、しない人、区別じゃありませんが、激励してやれるような、そういった体制も必要だと思われます。

何回もいいますが、矢祭町では、町の職員が徹底しているんなことをやっております。ほとんど委託料等についてはかかっておらないそうです。そういう点もしっかりと踏まえていただければ幸いと思います。

次に、最後の敬老会の件ですが、これについては私ちらっと聞いたんですが、今回のやり方は旧常北方式だということを伺いました。じゃ、その旧常北方式というのは何なのかということは、いわゆる節約敬老会であったと、今も言われていますね。なぜこういうことを言いますかといいますと、今回は衆議院の選挙があった関係もあるでしょうけれども、敬老会、あと金婚式の祝賀会などで物すごい集まったんですね。コミュニティセンターは冷房がちゃんときているからいいですけども、ほかの七会と桂につきましては、結局年配の方というのはどっちかというと、のどが渴きますね。お茶も出ないと。これは本当に大変なことだと思いますよ。これを長くやりますと、日射病にもかかるし、そういった弊害が出てまいります。この辺を今後はそういう不平が出ないように、ひとつ対応されることを望むものであります。

2回目を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 第1点のアスベストの件ですが、事業所の立ち会いの問題であります、7月2日に立ち入り検査を行った際に、町は立ち会いとして、そこに立ち会って

おります。県がそれを実施したという内容であります。

次に、相談窓口等について一本化ということですが、現在のところ町民課、または健康福祉課でやっておりますので、町民の相談等については、どちらかに一本化してまいると、そう考えております。

次に、産廃とアスベストの関係であります。県もパトロールをやっておりますが、町も、町としてそれらパトロールを随時実施しております。

次、町の職員の今後の採用予定とか、そういうことですが、やはり平成18年度は採用する予定はございません。あと何年か状況を見ながら採用して、断絶しないような形で採用をしなければならないと、そういうふうに思っております。

次、18年度の予算の件であります。教育費、福祉費、そういうものについて削減しないようにということですが、教育費とか、そういうものについては建築関係とか、それによって予算の割合が変わる場合もありますが、そういうことについて細かい点について、私も十分配慮しながら、18年度の予算編成を行ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、区長要望の件であります。やはり職員の方でも説明不足の部面があるかと思えます。金がないからできない、予算がないからできないということではなくて、やはりもう少し丁寧に、親切にわかりやすく、町民の方にご理解をいただけるような説明をしながら、要望等にこたえていくべくだと私も思っておりますし、職員もそういうふうに思っておりますので、なお一層心がけてまいりたいと考えております。

それから、税金の徴収、そういうものについてはノルマを課せということですが、これから公務員も勤勉手当とか、そういうことに対して、そういう能力主義とか、そういうことになっていくようなことにもなりますので、そういう中でやはり折を見ていくべきではなかろうかと、そういうふうに考えております。

なお、徴収率アップ等につきましては、やはり担当窓口ばかりじゃなくて、全職員がそういう心がけを持ちながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、敬老会の件につきましては、具体的なお話ですが、どこどこ方式ということではありませんが、来年の予算についてはいろいろ細かいことも配慮しながら、予算編成に当たってまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 最後に、まるめられたという言い方はまずいですが、まさに町長の答弁は素晴らしいものがありまして、あとは何も言うことないんですが、いずれにいたしましても、ガラス張りの町政をしっかりとお願いいたしまして、質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、18番佐藤國保君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、10番玉川台俊君の発言を許可いたします。

10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） 通告によるところの一般質問を始めます。

1番目、初めに救急救命について伺います。

人の命は何よりも重く、かけがいのない大切なものであります。しかし、思いもかけない事件や事故、体調の急変により命が奪われてしまう現実があります。そのような状況の中で、救える命を救うことが大切であることはだれしも異論はないことと思います。

そこで、突然の心停止から町民の救急救命を図るため、自動体外式除細動器を小・中学校や役場等に装備する考えはないかを伺います。

このことについては、石塚小学校の学校保健委員会の席で、PTAの方から学校に除細動器の装備を求められた経緯があります。委員会では、予算のこともあり、教育委員会に要望するというものでありましたので、教育長には要望が伝わっているのかどうかお伺いいたします。

さて、この自動体外式除細動器であります。以前は医師、もしくは救急救命士に使用が認められたものであります。しかし、昨年より我々一般の人でも使用ができるようになりました。これは突然の心停止から救命を図るためには、1分1秒を争う救急処置がその生死を分けるかぎとなるからであります。ちなみに救急車で搬送されてからの生存率はわずか2.59%にとどまっていると言われております。要するに100人で2名が助かるかどうかということであります。

この除細動器でありますけれども、2枚の電極を胸に張るだけで、あとは機械が判断します。必要により電気ショックが必要であるという場合には、ボタンを押すようにアナウンスされる設計となっておりますので、だれでも簡単に使え、使用に当たっての問題はないと思います。ふだんの救急救命訓練のときに携帯をいたしまして、訓練をするということだけ心がければよいのかなと思います。

価格でありますけれども、1台35万円前後と聞いております。万が一を考えて、装備することを考えれば負担は少ないと思います。小・中学校は13校あり、13台、またホロルなど不特定多数の方が出入りするようなところ、また職員を含め、運動会や産業祭などに持ち出しが可能であるように、役場に1台等々考えますと、15台前後の装備が必要かなと、そのように考えております。備えあれば憂いなし、町民を初め、救える命を救うという考えは行政の基本にあるべきと考えます。このことに対して町長の考えをお伺いいたします。

2番目は学校の統廃合について伺います。

現在の町内の乳幼児数から6年後の学校像が推測されます。平成23年度の城里町の児童数は17年5月現在の児童数に比べ、約73%に減少するという現実があります。地区別では

常北地区が80.6%、桂地区は65.2%、七会地区では52.1%まで減少する見込みであります。もともと児童数の少ない地区ほど減少率が大きく、その先の6年後はどのような数字になるのか考えますと、今後少子化がますます進む中で、中学校も含め、学校の統廃合を考えて、環境改善を行うことが必要かと思えます。このことについて、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

町長は、さきの議会で地域の方々の合意形成がどういう形で出されていくかということが大事と答弁されておりましたけれども、地域の方々の合意形成を図るためには、まず統合ありきで検討委員会を立ち上げて、意見の集約を図ることをしなければ、何も始まらないと思います。行政が黙っていれば、地域の方々は心配しつつも何もできません。地域、父兄の方々の意見を聞くところを提供していくことが行政の仕事と考えますが、町長はいかがが考えかお伺いいたします。

また、学区の見直しの発言もありました。具体的にどのような考えなのか、お伺いしたいと思います。

さらに、学級当たり少なくとも20名程度が望ましいという発言もされております。これを実現するためには統合せずには実現いたしません。町長のリーダーシップを持って、検討委員会を立ち上げていけば、総論賛成、各論反対に終わらず、実現できると思います。

また、教育長は、答弁で教育委員会主導ではなく、教育にかかわっている各種団体等に働きかけて、地域からの盛り上がりの中で対応するというような発言をされておりますけれども、教育委員会主導ではなくて、どこが主導になるべきか、そのお考えを伺いたいと思います。

また、教育にかかわっている各種団体に働きかけて、地域の盛り上がりの中で対応すると言われておりますけれども、各種団体というものは現実にはどのような団体を指すのか、具体的にお聞きしたいと思います。

さらに、教育長は学校というところは、集団の中で子供を教育するところとも発言されております。私はこの集団という言葉は大変重要な意味があると思います。中学校の例を挙げますと、常北中のサッカー部が今回全国大会に出場いたしました。これは大きな集団の中からサッカーに打ち込む生徒がその才能と努力によって、優秀な選手がそろったことが大きいことだと思います。しかし、現実には七会中学校等では生徒の数が少なく、このような団体競技の部活ができないという現実があります。やりたくてもできない現実と、競うことで互いに切磋琢磨できる環境があるかないか、この違いは大きいと思います。小学校に目を向けても、体育の時間で競技ができない学校がある現実があります。このような現実をいつまで放置しておくのか、現状維持で何もしないのは、子供たちの夢と希望を奪う犯罪行為と言っても過言ではないと思います。

さきの議会で、城里町の子供たちの学力をお聞きいたしました。少人数学級と多人数学級との学力の差は学年によりまちまちである。また、県との順番の中では県平均である

という答弁をいただいておりますけれども、私は城里町の子供たちが県平均にとどまっているということであれば、私たちの子供たちが明るい未来が待っているとは思えません。都市と地方という二極化の中で、子供たちが中央都市よりもまさっていて、明るい未来があるものと思います。そのためにも学校を統廃合いたしまして、効果的な学力向上を図る学習ができる環境をつくることも大切であろうと思います。これらを踏まえまして、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

3番目は、子育て支援について伺います。子育て支援の充実、乳幼児教育、少子・高齢化対策の一環として、本等を贈る出産祝いを行う考えはないかを伺います。

旧常北町では、出産祝いとして町からアルバムを贈っていましたが、合併に伴い廃止されたようであります。廃止された経緯はわかりませんが、多分に予算の意味合いが強く、カットされたと推測されるところであります。確かに予算の削減は重要事項ではありますが、機械的にカットするものはいかがかと思えます。町は町民あって成り立つものであります。その意味からして、新たな町民の誕生は町として歓迎すべきことと考えます。その意味で誕生を記念して、ささやかなお祝いをするのは行政として考えるべきことと思えます。

少子・高齢化を見ても、子供の誕生は大変ありがたいことであります。ささやかな祝いとして、絵本が乳幼児教育に寄与することを考えますと、また予算、町と町民の接点の形が記念品として長く残ることなどの側面から見ても妥当ではないかと考えているところであります。

絵本に関してのさきの議会で町長は、町は個人に贈る本の内容を考える場合に、個人の希望とあって、その選択に問題があるのではないかとという答弁がありましたけれども、今般読み聞かせ推奨図書目録というものが県の委託を受けて社団法人青少年茨城県民会議によって、3月に発行されております。これを活用して、選択すれば問題はないと思われます。また、行政が推奨目録を参考に推薦してあげることも大事ではなからうかと考えます。

6月議会で桐原議員の子育て支援の中で、ブックスタート事業についての質問がありました。そのメリットについては、質問にあったとおりでございます。町全体で新生児は170から180名誕生しているということからしますと、仮に記念品として3,000円程度を考えますと、60万円弱の予算でできる事業であると思えます。国全体で出生率の低下に歯どめがかからない中で、各自治体であの手この手出生率を上げる努力がされている中、ある意味で自治体による子供の奪い合いが行われている状態とも見てとれることを考えますと、城里町が子育て環境として、充実していることのアピールとして行うことも必要と考えます。このことについて、町長の考えを伺います。

4番目は、経費削減に関して、町債について伺います。

町債の資金借入れ先の中で、縁故、要するに銀行等ではございますが、縁故分を町民から調達し、利子負担を軽減する考えはないかを伺いものであります。今年度予算には町

債 8 億 5,450 万円が予定されております。借入予定先の縁故分は 5 億 3,450 万円であります。単純にこの 5 億 3,450 万円を 16 年度実績では、1.65% から 1.8% 程度で借り入れられておりますことを考えますと、1.65% で利子が約 882 万円となります。これを 1.5% で町民から借り入れることができれば、その利子は 802 万円となりまして、80 万円の節約となるということでございます。1% であれば 347 万円の節約になる計算であります。税収を上げることはなかなか大変でございますけれども、節約は工夫次第であると思います。

町民に債権を発行することは制度的には可能であるとも聞いております。また、町民の立場から利率が 1% であっても現状が限りなくゼロに近い金利であることから、貯金先として考える余地が多分にあることと思います。要するに町と町民に利益があるという制度ではないかと、このように思います。

16 年度末の一般会計の町債の残高は元金が 142 億 4,375 万 2,299 円、その利子が 15 億 5,408 万 2,738 円、合計で 157 億 9,783 万 5,037 円ということになっております。縁故資金の利子分だけでも 5 億 2,090 万 7,967 円でありまして、今後も毎年のように町債は発行されることであると思います。財政を支えるために必要不可欠ではありますけれども、その利払いを軽減していくことが必要不可欠ではないかと、このように考えております。制度的に可能であれば、今後を考えまして、利払いの軽減を図るべきと考えておりますので、この件について町長の考えを伺いたいと思います。

最後に、5 番目は温水プールについて伺います。

学校のプールが老朽化に伴い使用できないところがあります。今後施設の老朽化が進むことを考えますと、各学校にプールを整備するよりも屋内温水プールを整備して通年で利用できるようにすべきと考え、町長に考えを伺うものであります。現状として、常北中、小松小学校がプールの使用が不能と聞いております。また使用されている各学校のプールは屋外にあり、大雨や台風、また突然の気象の変化などにより、水質の低下を余儀なくされているなど、安定した状態での使用が難しい状況であります。

プールは子供たちが水泳や着衣を着ての泳法の習得など、命にかかわる大切な学習をするところであります。必要不可欠な教育施設であることから、今後の学校の統合問題や常北中の老朽化に伴う建てかえなどを考えますと、プールの先行整備は現状では無理があると思います。しかし、屋内の温水プールを整備することで、各学校ごとに対処するよりも安定した時間で計画に沿った事業が行えるなどを見ても、費用対効果は大きいと思います。また、一般町民の使用も時間帯の使い分けで、使用が可能になると思います。

屋内温水プールは、以前から町民から強い要望があった施設であることも考え合わせますと、合併特例債などを活用いたしまして整備することは有意義なことであると考えます。屋内温水プールの整備について、町長の考えを伺いまして、1 回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 玉川議員からのご質問でございます。

第1点目は、救急救命に関してということで、町内の施設に自動体外式除細動器、いわゆるAEDですか――を設置する考えはどうかということであります。

これにつきましては、確かに命は何物にもかえがたいということで、ちょうど新聞にも常陸太田市で講習をやったというような記事が出ておりました。私どもは今までは特定の人だけしか使用できないのかなというふうに認識をしておりましたが、そういう中で使用ができるということと、非常に簡便な方法――お医者さんが持っているようなのだんとやるようなことじゃなくて、簡便な方法でできるというようなお話も聞いております。

そういう中で、今、玉川議員からのご提案もいろいろ聞かせていただきましたが、そういう中で、段階的に町内の施設、そういうものに導入していくという考えで進ませていただきたいと、そういうふうに思っております。

次に、学校統合の問題であります。

非常にどこの地域でも学校統合、小学校統合、そういう問題で頭を悩ませておるものと、そういうふうに思っております。ある程度の人数がないと、競争力がでてこないとか、また学校施設整備、そういうものに対しても非常に効率が悪いと、そういうこともございます。大人数学級、少人数学級、いろいろ長所、短所ありますが、やはりこの前も私の方でも申し上げましたように、住民の意向といいますか、コンセンサスがどうやって得られるのかということもあります。

去る先日小学校の運動会が10校ありました。私も10校回ってみました。そういう中で、生徒数が少ないところは出る機会が多いし、生徒数は多いところは出場する機会が少ないと、そういうこともあります。それとまた、少人数学級、これは統合したならば、この地域のこういう催し物といいますか、運動会にお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんが集まったような催し物がどういうふうになるんだろうかと、そういう心配も私も頭の中にあります。

それと、やはり学校の跡地利用といいますか、統合したときの跡を何に使っていけるのか、そういうことも踏まえながら、検討させていただきたいと思いますが、やはり年度内に執行部としましても、町政懇談会、各小学校区ぐらいでやっていきたいなと思っておりますので、そういう中でもいろいろそういうことを特段してまいるにしても、ご意見を伺いながら、進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、子育て支援の出生祝いにそういう絵本を誕生記念に贈ってはどうかというご提案であります。やはり子供の情操面、それからそういう本に親しむ環境をつくっていくということで、前に桐原議員からもブックスタートということで、ご提案がございました。そういう中で、あわせてできるような方向で前向きに検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

次に、町債の借り入れの問題ですが、縁故債を町民債でということで、制度的に

はできると思います。しかし、ほかの例を見ますと、30億円とか50億円とか、そういう事業に充てるものを今後町債で賄う。そういう形でやはり銀行が窓口になって取り仕切るわけですから、そういうスケールメリットがあるかどうかというのは銀行でもいろいろあると思うんです。そういう中で制度的にはできますので、何の事業を何のためにやるかという目的もやはり町民の方にも、単なる道路建設だけというようなことじゃなくて、何かもう少し意味ある町債を募集していく場合には必要ではなかろうかと、そういうふうに考えております。発行等については、利率の問題、利子の問題、そういうふうのもありますので、よく調査をさせていただきたいと思います。

私もできるだけ利子が安く、町民の方々も、それぞれのお金をこっちの方へ生かしていただければということもありますので、あとは町が発行する債権が信用されるような財政体質にもしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

次に、温水プールの件であります。

学校のプールにつきましては、小学校については全学年で、プールで学ぶ時間が1人当たり10時間というふうに言われているそうであります。中学校の場合は選択でもって6時間というような、2時間なら3日ぐらいです。そういう中で、やはり現実的に小松小学校、それから常北中学校、それについてはホロルの湯を利用して、ホロルのプール、そういう経過がございます。

やはりそういう中で、私はそれを利用していただいた方がいいんじゃないかと、そういうふうに思っております。町の中に温水プールを2つということじゃなくて、ホロルを使って、それともう一つはやはり古くなった場合は学校間の相互利用と、そういうこともやはり私は大事なことはなかろうかと思っておりますので、そういう中で、例えばもう一つはホロルを使う場合は、それなりの予算をとって、ホロルへも金を払うということで、使うようなシステムをつくり上げていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 玉川議員さんからの学校統合に関するご質問ですけれども、実際問題として教育委員会としては、9月の定例会にこの問題を提案して検討し始めました。

その中で、基本的にこの辺かなということの話まではしているんですが、決めたわけではまだございません。これから各学校の様子等もかなり検討していかなければならないというふうに考えているところです。

なお、近隣で行われた大子町、それから山方町の学校統合についても検討し始めましたし、具体的に1校だけ個人的ではあったんですが、調査というような形でお話を伺いに行ってきたりしました。そういうことをもとにして、これから進めていきたいと思うんですが、いずれにしても関係機関との連絡を十分行って、その上で基礎固めをしながら、この問題

について進めていきたいというふうに思うわけです。特に各学校にはそれなりの歴史もあります。地域性もあります。そういうことがありますので、十分にその辺のところを慎重に進めていきたいというふうに考えているところです。

なお、玉川議員さんから教育委員会主導でなくて、だれがやるんだというおしかりの言葉だったんですが、私としてはあのときに答えたかったのは、教育委員会として、最初からどこそことどこそこを一緒にしますよというようなことはちょっと言えないなということで、ああいう発言をしたわけです。誤解されてしまった面があったので、私の方の言葉が足りなかったのかなということを反省しているところです。

なお、将来の学校像について、まちづくりというような計画書もございますけれども、先ほど町長の方から学区ごとの懇談会というような話もありました。そういうところを通しての問題の投げかけといいますか、そういう働きかけもこれからしなければならないと思いますし、時期を見て広報「しろさと」等で、これからの学校はこんなふうな姿になりそうですということを知らせることもまた大事な働きかけかなというふうなことを考えているところです。

なお、学力向上について、平均では決して満足するなというお話だったかと思うんですが、決して満足していることじゃなくて、現在町としても校長会、教務主任会、教頭会等を中心に教育改革のプロジェクトというのを具体的に立ち上げて、これからどうこの城里町の教育を考えていこうかということを夏休み2回、それ以前2回ほど会議を持って現在進行中でございます。新しい方向をみんなで話し合った上での教育改革ということを目指していきたいというふうに思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

すみません、学校に備えるべき除細動器の問題でしたけれども、この件についてはまだちょっと私の方としては伺っておりませんでした。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、最初の救急救命についてでございますけれども、町長は段階的に導入をされるということでもありますけれども、具体的にいつからやるのか。今回の予算には残念ながらそれは入っておりませんでした。というのは7月の委員会、校長先生いわくは校長会などを通して教育委員会に要望していくという話をその場で聞いておりますので、もしされているとすれば、なぜ教育委員会は今回予算に入れなかったのかなということも含めて、お聞きしたものであります。是正ですね。

聞いていないということなので、校長会の足並みが遅いのかどうか分かりませんが、この問題は導入されるということであれば、一刻も早くお願いしたいと思います。というのは万が一の話ですけれども、火事と一緒に新聞にもあったとおり、この装備という

ものは火事のための備えであって、消火器というものは万が一備えあれば憂いなし、この心臓の問題もそうでありますけれども、いつ発生するかわからないということです。

私が記憶にあったのは、以前ニュース報道などで、子供たちがドッジボールとかサッカーボールが胸にとんと当たった瞬間、そのような事故が発生したというニュースを聞いた記憶がございます。これは学校、日常で事故として、いつでも起こり得るのではないかと、そういうことをPTAの方もご承知の上で要望されたのかなと、まさに備えあれば憂いなしでございます。

その席で私が言っていることは、石塚小学校で多人数でありますから、町の方でちょっと渋っている場合は、例えばバザーなんかでやっても買えない金額ではないと思います。しかし、それは石塚小学校の話であって、ほかの小規模学校の人数、小さいところではそのような購入の方法では、これはちょっと負担がかかります。人数が10分の1しかないわけですから。そういうことを考えまして、これは新聞にも報道があったとおり、これ一般に解禁をしたということは、学校や公共施設で装備をしてほしいという意味合いが国のねらいとしてあるわけです。それは新聞にも書いてあります。

ですから、これはほかの市町村でも取り入れているところもあります。まして常北町の公共施設整備基金というものが町にありがたいことにあります。これの使い道としては、当然このようなところで使うべきであると思います。この公共施設整備基金がどのような予算の使われ方は知りませんが、私はこういうところにまずもって使う、それが必要だと思います。この公共施設整備基金の条例の内容を町長はご存じかどうか伺いたいと思います。使用目的ですね。

それから、2番目、ですから問題としては早急に専決処分していただきたいぐらいの気持ちで、私はこれを聞いておりますので、段階的というのはどの時期を目指しているのか。これを学校ごとに1カ所、来年また1カ所というわけにはいかないと思います。命の重みは一緒ですから。どこの学校も導入するのは一斉にしていきたいと思います。

それと、産業祭なんかも行うわけありますから、多い人が行ったり来たりする中では当然こういうことも起こりやすいということで、1台あれば安心ではないかと、こういう事故が起きないことが一番でありますし、1台35万円というのはランニングコストを考えましても、これは財政負担として町民にも理解を得られるものだとは私は思いますので、段階的という言葉ではなくて、具体的にいつからという答弁をいただきたいと思いますので、お願いいたします。

2番目の学校の統合の問題であります。

どうしても町長は、跡地利用というか、施設の利用、跡はどうするんだとか、地域の方々のご意見が大切ではないかとおっしゃられますけれども、例えば七会西小学校、6年後どういうふうになるか、1年生が4人です。2年生が3人、3年生が1人、4年生が6人、5年生、6年生が1人ずつ、合計16名。ですから、この16名のご父兄の方が自分の学

校を何とかしてくれという声が仮に上がったとしても、全体の教育の現場としては少人数であります。これらの意見をどうやって聞いていくのか。16名のためで、この西小学校だけを何とか考えるのか。私はそうではないと思います。全体を通して、この合併の時期に考えなくてはいけないと思います。

幸い、コミュニティバスを運行する計画があります。ただ、私は一般の方が病院や役場等に移動するために導入されるという話でありますけれども、それだけの使用であっては、私は費用対効果が少ないと思います。主に子供らのスクールバスとして使わなくてはいけない。

それで、スクールバスという形であれば、例えば学校の数をかなり小さく、少なくまとめてもいいんではないかと思います。それとスクールバスとしてのメリットというものがあります。子供たちの通学、下校時の安全を考えますと、どうしても集団下校等をしてありますけれども、最後は1人になってしまいます。この現状はどうしても防ぐことができません。

最近子供たちを取り巻く事件、犯罪ですね、ふえてしていると聞いております。実際にそのような報告も聞いております。これらの対処の仕方が今我々の住んでいる城里町では対処のしようがない、ということはですね、通学、下校、1人で登下校している時間帯を短くすることが必要ではないかと思います。その危険にさらされる時間帯を短くするためには、やはりスクールバス等が有効な手段であると私は考えます。

ですから、先ほどの町長がプールをホロルで賄えばどうかということでありましてけれども、私が聞いている限りはホロルが休館の月曜日を学校に開放しているように聞いております。あとは一般も使うわけですから、子供たちが使っているということで、入場を規制することはできない。ただ、今後学校も古くなっております。ですから、学校の建てかえも含めて、プールの建てかえも必要ではないかと。石塚小学校は私が小学校6年のときでしたから、もう30何年たっております。

それと石塚小学校の場合は、学年3クラスずつあります。これが例えば雷が来るとか、突風で濁りが入ってしまうとか、いろいろその状況によって予定した授業ができないという現状があるんですね。野外ですから、夏場しか利用できないことがあります。これを1カ所に集中することによって、スクールバスがあるわけですから。考えようによっては、移動には問題ないと。それでほかの学校にあるプールはもう修理もしない、そのような形で廃棄をしていく。ですから、1カ所で運営していく、温水プールであれば、一時期にまとまる必要はないわけですから、計画的な利用ができるんじゃないかと、そういうふうな話でございます。

ですから、学校の統廃合も含め、施設の老朽化、これを一々各学校ごとに相互で使うにしてもスクールバスで移動するという現状があると思います。その相互利用可能なところも、今後利用がだんだんできなくなっていくだろうということは明らかであると思います。

ここは5年、10年しか使わないということではないですから、学校施設というものは、ずっと使っているわけです。そういうことから考えますと、統合をしていく必要があると、そのように考えますし、温水プールを1カ所つくるという意義はあるのではないかと思います。これは合併前から旧常北町の時代から大変望まれていたことでありますし、合併を求める町民の希望としても多く取り入れられていた項目だと私は理解しております。そのことをもう一度検討していただきたいと思います。

それから、子育て支援でございます。前向きに検討していただけるということでありますけれども、少子・高齢化、これを防いでいく。これもやはり学校の統廃合にもかかわってくると思いますけれども、特に七会地区は子供の数が少ないということで、減少率が約50%に減っているということです。6年先ですね。その6年先は、さてその50%というと、児童がいない学年がほとんどじゃないかな。西小に限りましてね。

そうしますと、学校はなくなってしまうのかなということになるんですけれども、その学校の跡地利用ということでありますけれども、例えば宅老所というところがあります。その施設を例えば学校というのは地域の中心にあるわけですから、学校を改装して住宅にすることも可能です。また、その認知症を抱える方々は介護をする上でも1カ所にまとめて、介護するという方が有効な手段であると考えますので、またご老人の方が一緒に住むということで、独居老人の事故とかも防げるのではないかなと、そのように考えます。跡地という利用に関しては、いろいろなことはあると思います。あるところでは事務所として貸し出したというところもあります。ですから、跡地利用に関しては、そのとき考えればいいし、いろいろな候補はあると思います。ただ、子供たちの教育を考えますと、統合していくことが大切だと思います。

私は、前回学校で、学力向上のために、町として学習塾を行うような考え方で、授業、放課後学習をしていただきたいような発言をしたと思います。それを行うにしても子供たちを1カ所にまとめると、それで講師の数を節約するという方法があるのではないかと。ですから、そういう面を考えましても、学力向上を図る施策の上でも学校をまとめる必要があると思います。

先ほど申し上げたとおり、部活をするにしても常北中学校はそこそこできますけれども、七会、桂に関してはだんだん生徒数が少なくなっております。彼らはやりたい部活ができない。やりたくてもできないということになってきますから、極端な話、中学校は1カ所でもいいのではないかと、そのように考えます。常北中学校は以前かなりの人数がありました。今でも学校の学級数は多い。ただ、あと5年という中で建てかえが今難しい、財政的に難しい。要望はすごくあります、常北中学校は。ですから、常北中学校を1カ所にまとめてしまうという考え方も極端に持って検討していただければありがたいのではないかと思います。要するに、そこでみんなで競ってもらう。統一した授業ができると思いますし、やりやすいと思います。

子供たちの登下校時の安全を図る意味でもバスは必要でありますし、バスを効率よく活用するためにも統合は必要だし、学校施設、附帯施設のプール等も考えまして、体育館もそうでありますけれども、みんな老朽化が進んでおります。1カ所だけ子供が少ないから直さないということはできないと思います。そのようなことから考えまして、統合的に学校の統合を検討していただいて、いい結果を聞きたいと思います。

それから、4番目の経費削減に関しましては、例えば債権の使い道、今申し上げましたとおり温水プールという債権を発行することもいいんじゃないかなと——目的を持ちまして——と思います。消防施設という話をしたいんですけども、これはまた縁故ではないかなと。ほかの資金かなと思いますので、ただ、温水プールに関しては、そういうこともあるんじゃないかと。町長は、町債はなるべく減らしていきたいという話をされました。これは大切なことでありますけれども、町債に頼らないで財政が組めるかということ、これはまた疑問であると思いますし、必ず町債は発行されると。小さな額でも制度的に可能であれば、こつこつとやることは大切なかなと思いますので、ぜひそのような検討をしていただいて、経費を削減していただきたいと思います。

5番目の温水プールは、学校の統合と一緒に今質問いたしましたので、これで2回目といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 最初のご質問の救急救命に関してという中での除細動器の購入を一刻も早くということであります。万が一ということと言われればあれなんです、私のイメージといいですか、段階的にということは来年度予算にという考えで、それぞれの施設を段階的に整備していく、そういう考えであります。

それと公共施設整備基金の問題であります、保健事業、それから公園とかコミュニティ、教育、スポーツ、そういうものに充てられるということで、それは理解はしております。そういうことで、そういうものを充てながら来年度予算に計上してまいりたいと考えであります。

次に、学校統合のお話であります、いろいろご提案、ご提言ございました。宅老所とか、地域コミュニティとか、施設とか、そういうことがあります。やはり跡地の利用の問題、校舎を建てたときの補助金の残をどうするかとか、起債を繰上償還しなければならないとか、いろいろ越えるべきハードルはいっぱいあると思いますが、総体的にそういう中で検討をしてみたいと、そういうふうに考えております。

次に、起債の問題であります。

これは先ほども申し上げましたように、発行は可能だということで、そういう中で逆に言えばユニークな仕事をやるとか、そういうときにやれば、なおそういうことが生きてくるのかなと、そういうことも思っております。そういう中で、ご意見等も承りながら、で

きるだけ減らしていくという中でありますが、やはり起債そのものは根本的にはそれぞれの時代、それぞれのそこに生きていた時代の人を負うべきもの、それからまた後世の人と一緒に使っていくために負うべきもの、そういう費用負担の分割ですから、私は起債そのものは全面的に否定をしておるものではありません。必要な起債はしなければならない。後世にやはり若い人もやっておいてくれてよかったというような起債は、これはこれで理解を得られるのではなかろうかと思しますので、そういう中でその縁故債の問題、それから町民債の問題についても対応してまいりたいと、そのように考えております。

温水プール等につきましては、先ほどの学校統合との話の中で出てまいっておりますので、議員ご提案の学校整備とか、そういうときに建てかえをやる、また体育館を建てかえる、プールを直すと、そういうときにやはり総合的に考えていくべき必要があると、私も認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 10番玉川君。

〔10番玉川台俊君登壇〕

○10番（玉川台俊君） 最後の質問でございます。

救急救命に関しては、来年度で検討していただけるということでもありますから、その間に事故のないように祈る次第でございます。

学校の統廃合の問題でありますけれども、統廃合の前に現在の常北中学校は生徒数が多いにもかかわらずプールがないと。仮にホールをずっと使っていくという話もありますけれども、であれば問題はないかもしれませんけれども、常北中学校の建てかえをどうするのかなという疑問があります。その際に、これは建てかえるのかどうかという話はわかりません。改修するのかもわかりませんけれども、改修はちょっと難しいんじゃないかなと。築45年が建っていて、建物の背丈の高さにしても、私が今頭をぶつけるような高さでつくられております。今の子供たちは私よりもかなり大きいので、真っすぐ歩けないような軒先では困る。

ですから、もう既にこれは改築をされなくてはいけないのかなと思いますけれども、改築するに当たってもプレハブ教室というものが必要であると聞いております。これもかなりの予算が必要であるので、そういうことを考えますと、小学校を空き教室にするとかして、そちらを有効活用するという考えもあるのかなと思います。

生徒はバスによってピストン移動させればいいわけですから、そういうことによって、経費を削減していくことも考えまして、まず小学校を解決しながら、教室をあけていく、そういう計画もしなくてはいけないと思いますし、学校の統合に関しては、今始まらないと、じゃはっきりいつからどういうふうにするんだと、はっきりと町民にお知らせしないといけないと思います。というのは、6年先の子供たちが何人になるかなと。常北の石塚に関しては全然父兄の方は、適当な数字でありますから、統廃合の話題は出ないと思い

ます。だけれども七会の小学校の父兄の方は、地域の方は自分に小学校に入る子供やお孫さんがいなければ、その学校の生徒がいるいないということには関心がないだろうと、私は思います。ですから、いたとしてもその1校だけで問題は解決できないわけでありまして、こういう数字になっていくということを今お知らせして、どんどん声を拾っていかなければいけないと思います。

ですから、執行部だけで検討するのではなくて、こういう現実があるとわかっているわけですから。ほかからの転入がなければふえないんです。今から子供はふえないんですから。かといって、七会、桂地区に転入というのは現実的にはないんだろうと。石塚地区にはあってもなかなか七会に転入される方はいらっしゃらない。いても1人ぐらいだろうと。としますと、数がもういなくなってしまう。

そういうことを繰り返しますと、若い人たちが七会地区にいた方も故郷に戻るという考えをされるか。だけれども石塚に子供を送るとバスで通えば20分です。ですから、負担はあります。そういうことで実家から子供は大きなところへちゃんと通えるということであれば、七会の地区に里帰りされる方も出るのではないかと、そういうことから考えまして、早期に進めていかなければ、教育行政は進まないと思います。ですから、はっきりと年次計画を立てて、この問題に当たっていただきたいと。最後の質問といたしますけれども、答弁をいただいて終わります。

○議長（関谷 誠君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

○教育長（三村亮一君） 玉川議員さんからの学校統合についての質問で、具体的に年次計画というお話を伺いました。

実は先ほどちょっと大子町の方の話をしてしまいましたが、大子町で学校統合が話題にのってから実際に完成するまでに10年かかっている。この事実を考えると、私も非常に複雑になりました。先ほど西小の話もありましたが、10年は待ってられないというつもりで、現在いろんな集計や資料集めをしているわけですが、きょう差し当たって来年こういうことをやります、次の年こんなことまではちょっとまだ、申し上げる状態ではありませんので、その点についてはご勘弁いただきたいと思うんですが、とにかく議員さんの方から広報しなさいというお話もありましたので、子供の数についての様子については、できるだけ早い機会に広報して、さらに町のPTA、それから単P、そういうところにも広報してあれば、話もしやすくなりますので、具体的に話題を確定したいというように考えております。

その辺でご勘弁いただきたいと思います。

○議長（関谷 誠君） 以上で、10番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで3時25分まで休憩いたします。

午後 3時11分休憩

午後 3時25分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

さらに傍聴人3名を許可いたしました。

次に、通告第6号、30番阿久津尚一君の発言を許可いたします。

30番阿久津君。

〔30番阿久津尚一君登壇〕

○30番（阿久津尚一君） 30番の阿久津尚一でございます。

ただいまから一般質問として、3点、6項目についてお尋ねをいたします。よろしくお願い申し上げます。

その第1点は、合併の重点事業であります消防署の設置の進捗状況であります。

1号から5号までの通告者が異口同音に人命のとうとさ、公私を問わず財産の保護のとうとさを問われてまいりました。私も同感であります。その人命尊重と財産の保護を業務とする消防業務を合併の第1点として取り上げていただきました合併協を初め、関係の皆様には敬意を表する次第でございます。

私は、お示ししておりますように、合併の重点事業「消防署所」設置と申し上げておりますが、聞く方も、また話す方も消防署所は言いにくい、聞きにくいことと思いますので、消防署に略して進めさせていただきたいと思います。したがって、その第1点、今年度事業の重点事業であります消防署設置の進捗状況についてお尋ねをいたします。

年度もまだ上半期を経過しておりません。この時期に一大事業であります消防署設置についてお尋ねすることは、ご答弁をいただく町長にも大変なことと存じますし、私どももそのすべてを知ろうとする気はございません。どうかひとつ時期を見て、今はまだ2・四半期の中間であります。この時期にこの重点事業をどのようにお考えになっているか、幅広い町政執行の中でも、町長は特に脳裏、頭から離すわけにはいかない大事業であると思います。その進捗状況を現時点でひとつ簡明で結構です。お尋ねを申し上げます。

現時点では恐らくこの消防署もどこへつくるか、方向づけ、あるいは一応定める程度の検討かと推測をいたしますが、どの程度進んでおいでなのか、あるいはその状況について存じ上げ、さらにはスタートしたばかりでありますので、この事業がまだ緒についていなくとも決して事業がおくれているとは考えません。どうかひとつ現時点、ありのまま本町の構想を、町長の構想をお聞かせいただきたいと思います。

次に、この消防署事業において、町の総力体制で臨む考えがとおりかどうか、仮に城里町常設消防署設置委員会なるものを設置し、町の総力を挙げて、この事業に当たってはいいかがかと思う次第でございます。大変失礼ですが、「温故知新」という、これは故事来歴の格言であります。内容は古きをたずね新しきを知ると解しまして、この事業を推進しますには、この故事来歴のことを考えには参考にならないから、申し上げるわけであります。

本事業の構想は、ご承知かも知じませんが、今から40年前に公的に検討されたことがあります。昭和の大合併が完了した10数年後、40年前の今の自分であります。合併の効果があらわれ、同時に急速に車社会へ発展したこの県内の各市町村において、市ではありません。一部町村において、一部事務組合制をもって消防署が開設され、当地域にも城北地区として、東西の郡を越えて我が七会村も城北地方広域事務組合に加入し、発足し、重点事業として消防署開設が検討されました。

しかし、当時の消防は、もちろん周囲は木造建築、消防団の活発な活動によりまして、消防は消防団が消すものだというような認識のもとで、消防団はとにかく消防には消防署の必要はないとは申し上げなかった時期であります。火を消すことは消防団で十分だということ。さらには当時の城北地区4カ町村の規模はやはり3万に満たず、さらには財政援助、今のような国からの財政援助に乏しく、さらにはご案内と思いますけれども、民間による先駆者がございまして、ドクターつきの救急業務が開始されたために、時期尚早として事業の軸足をもっと身近な密接な事業として、し尿衛生のし尿処理、さらにはごみ対策の瓶、缶処理事業に転換し、最初からありました放牧畜産とあわせて広域事務組合へ設立し、今日に至っている経過があるわけであります。重複になりますが、今や人命尊重さ、安心、安全を求める現代社会、常設消防署の必要性はあすを待たず、現況に待ったなしの状況でございます。

さらに現下の背景といたしまして、自前で、茨城県で消防署を持たないのは、まことに残念ながら当町のみでありましょう。城北地区においては城北地区と、勝田地区においては水戸市に、私ども七会地区は笠間広域に業務を委託しており、現在早期開設が渴望されている現況であります。

以上、切なる経過を参考に申し上げましたが、この事業は合併当初の一大事業でありまして、町長も大変なご苦労があろうと思います。金長町長の高い行政能力、助役以下のブレインの英知を結集するならば、容易に完成できる事業と存じますが、まさに釈迦に説法でございますが、町内を見渡しますならば、この事業に、また運営に専門的な知識を有する方々、かつ有力な方が多くあるようにお見受けをいたします。

まことに僭越に存じますが、行政の役場、プラス町民の知識を合体するならば、まさに城里町総合力を持って、この事業に当たることができるのではなからうかと思ひまして、私はこの組織を立ち上げるお考えが町長にあるかどうか、お尋ねをする次第であります。

次に、県道整備促進についてお尋ね、お願いを申し上げます。

趣旨は、県道水戸茂木線の道路環境整備であります。この次第に入ります前に町長初め、関係者にお礼を申し上げたいと思っています。古き時代に松戸市がすぐやる課という即決をする課があったことは余りにも有名であります。実はこの議会が開催、開会の通知があつてからか、あるいは一般質問をしてからかどうか分かりませんが、二、三日、県道茂木線、この地に少し凹凸があり、防音を発する場所があるということを役場へ通報い

たしましたところ、早速カッター車が入りました。恐らくきょう帰ってみれば、そこが完全に補修されているのではなかろうかと期待をしている次第でございますが、まずすぐやる課をやっていただきまして、町長以下、建設課長にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

主題に入ります。県道水戸茂木線の道路環境整備についてが主題でございます。

当事項は、私が議員に就任して以来、10年以上たちますが、さらには私の前の議員からでございます。改修、その他に要請を続けてきたところ、古くは七会村、現在は城里町と県ご当局の特段のご配慮によりまして、その要請事項の大部分が達成され、地域住民とともに、町、県に感謝をいたしているところでございます。しかし、ツインリンクの大会日、交通量の増大、終了時、主として午後から夕方になりますが、この渋滞は現地で苦勞しているものしか語れない状況であります。

そこで、私はこの道路は県道であります。かつ公道でありますので、通行どめはもちろん交通妨害もできませんので、せめて地域の住民に迷惑対策として、県道と村道等、一部民間等もありますが、その出入りを容易にする反射鏡ぐらい設置してくださってもいいんじゃないか、また地元議員として、要請に応じて設置してやってもいいんじゃないかと常に考えております。

話は少し古くなりますが、数年前ツインリンクもてぎより地域振興費、5市町村、笠間、常北、桂、御前山、七会と聞いておりますが、均一に1,000万円の補助金、交付金が出たそうです。その際、私はそれを基本に対策基金として積み立てて、交通対策に充当してはと、村長に質問いたしました。が、当時は村長も検討すると、答弁されたかのように思っていましたし、議員の中にも共鳴者がふえております。しかし、現実には、まだ実現はしていません。

さらに村長、村の当時、議会が終わりますと反省会と称して、懇親会を開いており、その懇親会の折、村長ともひざを交え、事務局もかわったことなので、どうやればいいんだと、近所でもありますので、要請がありましたので、内密にその要綱をつくって提出というよりは、渡したことがあります。が、そのころから不発になり、機はまさに合併の話題となって立ち消えになってきました。

そういうことで、私はこれが立ち消えになっては地域の方にも申しわけない。私たちも残念ということで、立ち消えになる懸念もありましたので、閉村間際の最終村会で、やはり同じ質問をし、新町に行ってもつながけてもらおうということで質問しました。恐らく当時はまだ合併していませんので、どういうことでつないであるかわかりませんが、新しい町へもつながっていることと私は確信をいたしております。どうかひとつ現地を視察して、前向きにご検討をいただきたいと、こいねがう次第でございます。

次に、2番に進ませていただきます。

6月定例会で、他の議員から同様質問があったが、現地調査は実施されたかという質問

項目でございます。

6月定例会で、旧七会村出身の同僚議員が主として当地区内の道路、交通対策として、バイパスの設置と危険対策について質問がありました。私は応援質問、友情応援として理解し、敬意を表したいと思っておりましたが、当職の地区内のことでもあり、意外、そして大胆な発想でありましたので、驚きを感じておりました。幸い町長は、当地区は塩子上地区地内と思われるが、町道ではなく県道なので、県計画にゆだねると適切な答弁をされ、安堵している次第でございます。どうかひとつ地元をないがしろというのでしょうか、地元を十分考慮して計画をされ、実施の際には前もってお断りをいただきたいことをお願いしたいと思います。

さらに2番として、同議員はこの交通渋滞を考慮して、児童・生徒の登下校時の地域における危険状況について、ただしたのに対し、後日を現地を視察、調査させると町長は答弁されましたが、この視察、あるいは調査になるのか、実施されたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、3番目の財政運営についてであります。

次第は、平成16年度暫定2カ月です。2月、3月と平成17年度、年度中間の町財政の運営状況について伺いたい次第でございます。16年度は2月、3月の暫定であります。決算が今議会に提出され、先刻監査委員も意見書を10種11類に及ぶ決算内容がおおむね良好に終わっていると報告がございました。ご同慶にたえません。

また、17年度につきましても上半期を終えない中間でありますので、詳細をお尋ねするのはこれまた無理であり、失礼かと存じますが、町長には村長時代からの現在までの財政運営を含め、町財政執行の手ごたえがおありかと存じます。手ごたえで結構ですので、あと二、三、詳細は企画財政課長、それから税務課長、保険課長のお三方からお尋ね、ご説明をいただきますが、まず町長より財政運営の中間でございますが、手ごたえについてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、事務方をお願いでございます。財政課長より既に決定していると思われる地方交付税の決定額を含め、財政運営について、これまた中間でございますが、手ごたえなり、ご感想をお願いいたしたいと存じます。交付税に依存する額は、総予算の94億に対し、約40%に値する38億円を計上しているようでありますが、この交付税の算定決定が幾らになるのか、金額をお示しいたきたいと思います。

次に、自主財源として注目される17億円以上、パーセントにして19%、村税について、税務課長にお尋ねいたします。

新町になった町民の納税意識、意欲、実績等に対し、トータルで結構です。前から申し上げておりますように、あくまでも中間なので、手ごたえでも結構ですので、どうぞひとつお願いをいたしたいと思います。

また、情報によりますと、先ほどもちょっと納税で出ましたが、県下の納税傾向は今ま

で回をたどってきたようでございますが、平成4年初めて15年ぶりに上昇してきたという
ようなことでございます。当城里町の傾向状況はいかがか、ご感想で結構です。お示しい
ただければと思います。

なお、合併しても町税については、基本的に5年間、あるいは10年かはちょっと存じま
せんが、課税の方法には変化、変更がないと認識しておりますが、いかがか、あわせてご
説明をいただきたいと思います。

最後になりますが、保険課長にお伺いいたします。

国保税は目的税でございまして、国保被保険者の命を守る医療費に充当する主要財源と
して役割を果たしております。合併までの説明会等で新町になっても、新町に発足いたし
ますれば税とは違いまして、2税2項目、応能、応益、さらに4種目の率や金額がかわっ
たようでありますし、納期についても当七会村の場合、6回から8回に納めやすくなった
ように細分されたようでございますが、前年度の暫定賦課徴収が終わっていると思います。
新年度の課税総額、さらには3期目の納期を終えた、まことにこれまた中間で恐縮でござ
いいますが、甚だ難しい事項かと思いますが、この道のプロとして、手ごたえで結構です。
ひとつお伺いをいたします。

次に、平成18年度予算編成についてお伺いいたします。

要約すれば、これはお願い事項でございます。町長から財政運営の感想と手ごたえ、財
政担当する3課長からも、手ごたえと心構えをお聞きしてからでないかわかりませんが、
私は現在の状況を見て、城里町には決して暗いものはないと考えております。どうかひと
つ先ほどから出ています総選挙も終わり、各省庁の概算要求も8月で締め切られ、新年度
予算が年内に編成されること、県の予算編成も固まったと思います。どうか17年度は3人
の首長、いわゆる1町2村の首長が額を集めて合同作品、いいところもありますが、妥協
の予算だったと私は思います。

平成18年は、金長町長がみずから金長色を出して編成する予算でなくてはならないと思
いますし、そうだと思います。どうかひとつ金長色を出して、積極的にこの城里町が発展
するような予算編成の気構えだけでなしに、予算であらわしていただきたいと思います。
どうかひとつ一層のご努力、ご精進を期待し、1回目の私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 阿久津尚一議員からの一般質問についてご答弁を申し上げます。

合併を重点事業、消防署所の設置の進捗状況についてということが第1点目であります。
現在水戸市に委託すべき消防署の設置等について、準備を進めておるところであります。
そういう中で、平成17年度は場所を選定して用地買収をして、18年度に建築に入るとい
うような予定になっております。

こういう中で、城里町総合署所設置場所検討委員会なるものを立ち上げて、その場所の検討に入ったところであります。これにつきましては、水戸市の例等によりまして、第三者機関に場所を計数的に消防署のつかさとか、それからどこまでどういうふうなカバーができるかということを数字であらわした調査をお願いをしたところであります。

そういう中で、その検討委員会では、適正な場所を示して、一定配慮示した上で承認をいただいて、現在選定に入っておるところであります。場所につきましては、日立笠間線の石塚のいわゆる十文字といいますか、パチンコ屋の裏、エブリーの裏から行きますと、それから若干先へ行ったところから青山小学校までの間ぐらいが一番適正であるというような計数的なことが出ていますので、そういう範囲の中で場所の選定に入っておるところで、今年度中に用地を決定したいと思っておるところであります。

続きまして、その用地決定後、町の総力体制で臨むために常設消防署所の設置委員会、そういうものを設置する考えはあるかということではありますが、これにつきましては消防署の機能、そういうものを考慮いたしまして、議会と、また区長会、消防団長、そういう関係者、または水戸市の消防関係者、そういうものを交えまして、検討委員会といいますか、建設委員会ですか、それらのものを立ち上げるというような考えであります。

次に、県道の整備促進ということで、県道水戸茂木線の道路環境の整備の件であります。確かに道路交通、私も9月18日、小学校の運動会のとくにあそこを通りました。ちょうどレースの決勝の日だったものですから、かなりの数のバイク、自動車が通っております。そういう中で主にカーブミラーの話かと思いますが、県道ですから、県道と町道に交差するような場所については、地元要望に応じながら、順次設置をしてみたいと、そんなふうに考えております。

次に、県道の整備促進の中で、七会の塩子地区と中郷地区の件で、現地調査をやっているのかということではありますが、これにつきましては担当課、または県等についても十分認識をして、調査もやっておりますが、町としましては、さらにそれら改良等について県に要望を働きかけてみたいと、そのように考えております。

続いて、平成17年度の財政運営等の中間でどのようなものかというご質問かと思えます。平成17年度予算につきましては、ご承知のように93億円というような予算を当初で計上いたしましたが、そういう中で、やはり非常に財政、歳入が厳しいということをご承知のとおりかと思えます。若干17年度は税収等も納付しておるという中でありますが、そういうものを堅持しながら、なお一層健全な財政運営に努めてみたいと、そのように考えております。

それぞれの細部につきましては、担当課長の方からご答弁申し上げたいと思えます。

それから、平成18年度の予算編成についてであります。いずれにいたしましても確かに平成17年度の予算につきましては、いろいろ各旧町村の持ち寄り予算といいますか、そういうこともあります。そういう中で平成17年度の予算を編成してまいったわけであり

ます。

そういう中で、いろいろ先ほどの一般質問の中でもご指摘等もありましたが、17年度予算の反省の中に立ちながら、18年度予算を編成してまいりたいと。いずれにいたしましても、先ほども議員おっしゃるように、やはり明るい元気な地域になるような、そういうものを仕掛けながら、予算編成に当たってまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 阿久津議員さんのご質問で、一般会計の中の普通交付税の額は幾らかというご質問でございますけれども、先日県の方から通知をいただきました。その普通交付税につきましては、4月、6月、9月、11月と4回にわたって交付されます。その額の通知がありましたので、申し上げたいと思います。37億394万3,000円との通知をいただいております。

手ごたえはどうかということでございますけれども、合併に伴います算定がえによりまして、当初の予算よりはふえている状況にあると認識をしております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 税務課長。

〔税務課長加倉井一史君登壇〕

○税務課長（加倉井一史君） 阿久津議員さんのご質問にお答えいたします。

平成16年度の町税歳入状況でございますが、旧3町村合併後の城里町の合計でございます。調定額で20億510万6,000円でございます。収入済額で18億2,032万円、徴収率で90.8%になってございます。15年度の3町村の徴収率が92.07%、16年度は90.7%でございますから、年々徴収率が低下してございます。

また、18年度の8月末の町税の歳入状況でございますが、17年度の歳入状況でございますが、調定額で19億3,108万1,000円、収入済額で10億8,702万3,000円でございます。収納率が56.3%でございます。

見通しといたしましては、当初予算額よりも今のところで約1億円程度の町税の収入増は見込まれると思われております。

また、来年度以降の課税の方法についてでございますが、課税の方法については、今までと変更はございません。しかし、地方税法の改正によりまして、平成18年度から定率減税の2分の1の縮減、19年度に廃止、それと老年者控除の廃止など、これから年々増税傾向になってくると考えられます。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） 阿久津議員のご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険税の状況でございます。16年度の国民健康保険税状況でございますが、合併の一元化に伴いまして、旧市町村の税率を適用しました不均一課税として実施しております。17年度から税制の改正率を実施し、均一課税としているわけでございます。16年度の国保税の収納率でございますが、県平均が89.73%に對しまして、当町におきましては94.53%となっております。16年度の1世帯当たりの国保税の調定額でございますが、県平均からしますと、当町では14万4,330円ということで、1世帯当たり約3万円が県平均よりも低いというような状況でございます。

また、17年度につきましては、新税の税率改正によりまして、1世帯当たり平均で15万7,794円でございますが、前年度と比較いたしまして1万4,000円程度の増額となっております。収納率でございますが、11年度につきましてはまだ決まっておりませんので、わかりませんが、前年度と同じような形に、同率ぐらいということで努力しているところでございます。

また、ご質問でございました納期関係でございますが、旧七会村につきましては6期という形で進んでおりましたが、今回につきましては9期ということで、17年度からスタートしております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 30番。

〔30番阿久津尚一君登壇〕

○30番（阿久津尚一君） 町長初め、関係課長からご丁寧なご答弁をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございました。再質問というより、確認的にもう一度質問をさせていただきます。

1番の本年度事業計画の進捗状況については、検討場所、検討委員会を設置し、適正な場所を選定するために委員会を設け、大方だれにもわかるように説明いたしますならば、常北高校の前の方というふうに理解をしていいのかと存じます。それでよければひとつよろしくお願い申し上げます。

2番については、大変僭越でございましたが、総力を挙げて、この事業、いわゆる40年前にさかのぼって失態を繰り返さないというような意味を持って申し上げたわけですが、議会、そして区長会、さらに先駆者であります水戸消防署、その他の関係者をもって、名称は別としても委員会を設置するというご答弁でございますので、歓迎をいたします。ぜひそうしていただきたいと思います。

2項の県道整備についても、運動会に次いで、これはG1とでも申すんでしょうか、世界的行事があった日でございますが、あいにくとその意味では町長以下関係者は午前中、あるいは正午のころでございました。その日は朝それこそ未明から集合する時期であり、終わってから帰り、申し上げましたように、主として午後3時から8時ごろまで、この辺

の方言になりますが、向こうからこっち、こっちから向こうへはとても通れません。そういう交通渋滞があることをひとつその交通渋滞時に職員でも結構ですし、みずから来ていただければ光栄ですが、その状態を視察していただければありがたいと思います。

さらに、私が提唱しているのは、県道と町道の接点に交通事故が起きないように、反射鏡をとということでございますが、検討して、特に県道と町道についてはということでございますし、今回合併により統一して、今まで農道として取り扱っていただいた道路がその大部分が町道に編入していただきました。心から感謝を込めながら、どうぞひとつそこへ安心して通れる反射鏡を検討されますようお願いしたいと思います。

いろいろございまして、事務局当局からもどんなことを、平成13年です、話題は。どんなを出したのというものですから、そのコピーをこれまた提出したとか、出したとかというものではございません。渡してありますので、参考になれば幸いに存じます。

それから、定例会についてでございますが、これは町長初め、関係議員からも同情、そして友情の応援と解釈をいたしまして、心から敬意を表し、実施につきましては、町長は十分理解されているようでございますが、県道であります、地元をひとつないがしろというんでしょうか、地元優先でお考えをいただきたいと思うことを条件に入れておきたいと思います。

最後の財政運営であります、適切なご判断によりまして、税についてもまた交付税についても、まさに私は行政のプロだと思っています。たった7,000円の差の予算でございます。もちろん資料があつて、どんぴしゃりになるのが本来でありましょうが、ここで私は普通交付税が37億3,000万円ありますが、国の予算はことは非常に災害が多いので、どこへ回るかわかりませんが、予算措置といたしましては、交付税約20兆円のうちの6%が特別交付税に仕組まれているそうでございます。この37億何がしの6%、特に強調しておきたいのは、ご心配をいただいております当七会村の国保診療所、これは古くからの実績であります、命を守る施設として特別交付税のこれが重大の基礎になっているはずでございます。どうかひとつ特別交付税には基礎がありません。町長を初め、県からも助役さんがおいででございますが、ご努力をいただいて、40億円にもなり、さらに現在90何億円の予算を税務課長が1億円程度ふえるんじゃないかということもありますので、40億円ぐらいの最終予算になりますように努力をいただいて、ひとつお願いいたしたいと思います。

なお、最後に結びになりますが、町長並びに3人の課長から財政を担当し、税を担当するお三方の課長から聞きまして、私は勇気づけられたような気がいたします。どうかひとつ切ない予算の資料でございますが、端的な予算の資料を申し述べて、質問を終わりたいと思います。

今や我が国は、先ほど来、概算予算が8月で締め切られ、正確には82兆円だと思いますが、少なくとも多くなるかもしれませんが、85兆円の予算を組んでいます。ご案内のとおり

これに対する国債、いわゆる借金が幾らかというのは、私は釈迦に説法でございますが、新聞情報だけ申し上げますと、700兆円だそうです。比較してみてください。9年分、9倍の借金をして国づくりをしています。もちろん公共団体等とは違いますが、国防という問題もありましょうが、いずれにいたしましても八十二、三兆円の予算規模の中で、700兆円の国債を持っている。予算の9倍、茨城県は多少数字が変わるかもしれませんが、1兆600億円だそうです。茨城県の予算、現在 ―― に対し、返済は幾らかと申しますと、1兆6,000億円だそうです。これを比較いたしますと、約1.5倍。我が城里町の決算状況を見ますと、これこそ小さく見積もって94億円、現在の予算規模です。

町債は、私は決して多いとは思っていません。数字を申し上げますと、158億円のようにございます。これをそのまま倍率いたしますと1.7倍、いわゆる予算の1.7カ月、1年9カ月もあれば返せるというようなことでございますし、予算の中で見落としてはならない積立金がございます。積立金28億円、17種目があるようでございますが、その予算28億円を引くならば、130億円の負債しかありません。これは立派なコミュニティもできてまいし、けさの話ではちょっと頭の痛い問題もありますが、それはそれとして、立派な社会資本が整備されていますので、このくらいの借金があっても、私は信用のうちだと思っています。

繰り返しになりますが、どうかひとつ私は城里町は黄色信号程度、あるいは黄色と青の間ぐらいの交通信号の団体だと思っていますので、先ほど申し上げましたように、この新生城里町が大きく発展しますのには立派な事業計画がついているはずであります。この事業を着実に実行し、さらに敬老会が出ましたが、もう少し資生堂、あるいはそのほかの化粧品会社が売れるのを多少お化粧品が必要かと思えます。金長町長どうかひとつ立派な事業を味をよくしてやっていただきますことを念願し、答弁は必要ありませんが、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 阿久津議員からの質問でございますが、消防署所の場所についてですが、現在地権者と交渉中でありますので、それぞれのお考えでご想像いただく以外、現在のところないと思います。ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、通学時の登校状況であります。これらにつきましては教育委員会、または交通担当課に調査をさせたいと思っております。よろしくお願いいたします。

財政運営等につきましては、いろいろお説をいただきましたが、それらを踏まえながら、財政運営に当たってまいりたい。どうもありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、30番阿久津尚一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、11番南條 治君の発言を許可いたします。

11番南條君。

〔 11 番南條 治君登壇 〕

○ 11 番（南條 治君） 11番南條 治であります。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。なお、明快な答弁を町長をお願いをいたします。

先ほどお二人の議員さんより質問がありましたが、アスベスト、いわゆる石綿についてお伺いをいたします。

昭和30年から50年、1970年から90年にかけて、年間約30万トンという量の石綿が輸入され、石綿の8割以上が建材用に使用されたと言われております。主な使用範囲について、飛散性とそれに準ずるもの、鉄骨の耐火被覆、吹きつけアスベスト、石綿含有吹きつけ、ロックウール、配管曲がり部の石綿含有保温材、石綿含有珪酸カルシウム板、天井材、石綿含有パーミキュライト吹きつけ保温材、ダクトパッキン材等に使用されております。

非飛散性については、1986年ころ以前のもので、集音板、天井材、ビニール床、タイル、Pタイル、押し出し成形セメント板、住宅屋根用、化粧スレート、建築用外装サイディング、2004年9月以降の屋根材及び内外装のセメント板に使われたようであります。

そこでお伺いをいたします。

1点目、町管理の建物について調査を行ったのか。この点につきましては、先ほど答弁をいただいております。学校関係施設の調査について少々踏み込んだ形でお伺いをいたします。特に石綿使用箇所として学校関係の給食センター、環境センター、し尿処理センターであると思いますが、その点についてお伺いをいたします。なお、広域についての答弁は結構であります。

次に、交通体系の整備についてお伺いをいたします。

第1回目の定例会においても質問をいたしました。幹線道路、生活道路の整備状況は進んでいるのか、合併時の新しいまちづくりに関する住民アンケート調査の中でも1町2村が合併した場合、将来的にどのような町になっていけばよいと思いますかという質問に対しまして、道路について41.0%の方が回答いたしております。現在の状況をお伺いいたします。

次に、コミュニティバス整備計画と運行の時期についてお伺いをいたします。

この件につきましても建設計画の中でも位置づけされており、早急の課題であると思いますので、お伺いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔 町長金長義郎君登壇 〕

○町長（金長義郎君） 南條 治議員からの一般質問に対し、ご答弁申し上げます。

最初のアスベストの町の管理の建物について、調査を行っているのかということですが、先ほどお答え申し上げましたように、101施設について調査をいたしております。

その中で特に学校関係についてというようなことありましたが、それが先ほど議員が

取り上げられましたような資材とか、そういうものを使っておるという学校はございます。小学校10校のうち、6校ぐらいはそれら目視とか、設計図書によって、それらが使用されていると。それから中学校3校のうち1校については使われておると。それとも一つ、先ほどご指摘がありましたような給食センターについてはないというような現在の報告であります。建築年度によって、かなり違うのかなと、そういうふうに思われるところがあります。

次に、交通体系の整備についてということですが、幹線道路、生活道路の整備状況について、改良率を3地区で、旧町村でもって平均してみますと、全体的に1級町道の改良率が70.2%、2級町道の改良率が43.9%、その他改良率が35.2%となっております。これらの数字から幹線道路の整備については、5割以上の改良はされているが、生活道路となるその他の道路につきましては、さわりぐらいしか改良されていないというような状況であります。

また、砂利道、それから開発関連の道路等につきましては、砂利道の整備をすると、排水とか流末をどうするかと、そういう問題とあわせて考えていかなければならないということもありますので、単なる簡易舗装だけにはいかないということもありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

それから、コミュニティバスの整備計画と運行の時期についてということですが、新たな交通システムの整備については、運転免許を持たない人や高齢者、また児童・生徒、いわゆる交通弱者に対する交通手段をどうやって町が確保していくかということで、合併建設計画の中に位置づけて、重点事業の一つとして取り上げて、取り組んでいるところであります。

これらについては、町内に検討組織、新交通システム研究会を設置して、調査、研究を行っております。研究会では町民の需要の把握、それから町内2,000世帯を対象としたアンケート調査も実施いたしました。それらの調査の集計が終了して分析を行っております。町内の2,000世帯のうち、726票、回収率が36.3%の回答が寄せられております。ちなみに常陸大宮市でも同じようなアンケート調査をやっていますが、これは35%ですから、いずれの市町村においてもそこらの回答率なのかなと、そういうふうな気がいたします。

今後の予定であります、調査結果をもとに運行目的、そういうものを明確にしながら、停留所を設けて固定できるもの、それからまた自宅から目的地までドア・ツー・ドアで移動できるようなデマンド型の交通システム、そういうものを検討しながら、利用者の実態に合ったような運行形態を決定していきたいと、そういうふう考えております。

運行形態が決定すれば、町、事業主体、運行事業者、運輸部局等による検討委員会を立ち上げて、それらの検討の中で今後事業を詰めていきたいと。運行の形態にもよりますが、所轄の警察署の協議や道路占用許可、いろんな手続等もありますが、できるだけ早い時期

にそれらが試行 ― 試みに運行ができるような体制としていきたいということで、いずれ現在の流れからいきますと、18年10月以降にはなるのではなかろうかと、そういうふうには考えておりますが、それらの中で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 11番南條君。

〔 1 1 番南條 治君登壇 〕

○ 1 1 番（南條 治君） 先ほど阿久津議員からもありましたが、早い段階での住民に対してのコミュニティバス運行に取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた石綿に対してであります。地方自治体向け手引き環境省環境管理局大気環境課、そしてまた建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取り扱い、飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針、茨城県生活環境部廃棄物対策課、そしてまた石綿障害予防規則といったものが現在整備されております。

そういったものを資料にして、従来の桂村では廃棄物対策課というのがございました。常北町においては住民福祉課扱いというようなことでありますが、住民に適切な指導をお願いして、質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 以上で、11番南條 治君の一般質問を終結いたします。

ここで、4時35分まで休憩いたします。

午後 4時24分休憩

午後 4時35分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程すべて終了いたしました。

なお、次の本会議は明日9月27日、午前10時に本議場において開会し、21番三村由利子君の一般質問から入りますので、時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時36分散会